

ニュージーランド

特許法

2006年弁護士及び不動産譲渡取扱人法(2006年No. 1)第348条により2008年8月1日に改正された1953年法No. 64

目次

- 第1条 簡略名称及び施行
- 第2条 解釈
- 第3条 特許局長
- 第4条 特許局長補及びその他の職員
- 第5条 特許庁
- 第5A条 特許庁の緊急閉鎖
- 第6条 特許庁職員及び従業者は特許について権益を取得してはならない又は明細書を作成してはならない

出願, 調査, 異議等

- 第7条 出願することができる者
- 第8条 願書
- 第9条 完全明細書及び仮明細書
- 第10条 明細書の内容
- 第11条 完全明細書のクレームの優先日
- 第12条 出願の審査
- 第13条 先の公表による先行性の調査
- 第14条 先のクレームによる先行性の調査
- 第15条 局長は対応外国出願に関する情報を請求することができる
- 第16条 侵害の可能性がある場合の引用
- 第17条 一定の場合における出願の拒絶
- 第18条 審査等に関する補則
- 第19条 受理のため出願を完備する期間
- 第20条 完全明細書の受理及び公告
- 第21条 特許付与に対する異議申立
- 第22条 異議を経ない特許の拒絶
- 第23条 特許証に発明者を発明者として記載すること
- 第24条 出願人の変更等
- 第25条 一定の発明の秘密保持に関する規定
- 第26条 原子力に関する発明

PCT 出願

- 第26A条 完全明細書を添付した出願とみなされるPCT出願
- 第26B条 明細書, クレーム及び図面
- 第26C条 国際出願日

- 第 26D 条 国際出願日の局長による付与
- 第 26E 条 完全明細書の一部を構成する書類の補正
- 第 26F 条 PCT 出願の無効
- 第 26G 条 PCT 出願の審査のための要件
- 第 26H 条 PCT 出願の公開

特許の付与，その効力及び存続期間

- 第 27 条 特許の付与及び特許証の捺印
- 第 28 条 死亡した出願人に付与された特許の名義変更
- 第 29 条 特許の範囲，効力及び様式
- 第 30 条 特許の日付及び存続期間
- 第 31 条－第 33 条 削除
- 第 34 条 追加の特許

失効した特許及び特許出願の回復

- 第 35 条 失効した特許の回復
- 第 36 条 特許証が捺印されない場合における出願の回復
- 第 37 条 完全明細書が受理されない場合における出願の回復

明細書の補正

- 第 38 条 局長の許可による明細書の補正
- 第 39 条 裁判所の許可による明細書の補正
- 第 40 条 明細書の補正に関する補則

特許の取消及び放棄

- 第 41 条 裁判所による特許の取消
- 第 42 条 局長による特許の取消
- 第 43 条 特許の放棄

特許証の任意裏書

- 第 44 条 特許証の「実施許諾用意」裏書
- 第 45 条 第 44 条の規定に基づく裏書の取消

強制ライセンス等

- 第 46 条 強制ライセンス
- 第 47 条 削除
- 第 48 条 第 46 条の規定に基づく申請に対する権限の行使
- 第 49 条－第 53 条 削除
- 第 54 条 補則

国務のためにする特許発明の実施

- 第 55 条 国務のためにする特許発明の実施
- 第 56 条 政府による実施に関する第三者の権利
- 第 57 条 政府による実施に関する紛争の付託
- 第 58 条 緊急事態中の国による実施に関する特則
- 第 58A 条 第 55 条に基づく権利の性質と範囲
- 第 58B 条 所有者に対する通知義務
- 第 58C 条 特許権者の対価を受ける権利

先行性等

- 第 59 条 先の公表
- 第 60 条 先の伝達, 展示又は実施
- 第 61 条 仮明細書又は外国出願後の実施及び公表
- 第 62 条 窃取の場合における優先日

発明に関する権利についての雑則

- 第 63 条 特許の共有
- 第 64 条 共有者に指示を発する局長の権限
- 第 65 条 従業者の発明に関する紛争
- 第 66 条 一定の制限的条件の回避
- 第 67 条 一定の契約の終結

侵害訴訟等

- 第 68 条 侵害に基づく損害の賠償に対する制限
- 第 68A 条 方法特許の侵害の立証責任
- 第 68B 条 規制上の審査の例外
- 第 69 条 侵害訴訟における不当利得の返還命令
- 第 70 条 侵害訴訟における取消を求める反訴
- 第 71 条 一部有効な明細書の侵害に対する救済
- 第 72 条 排他的実施権者による侵害訴訟
- 第 73 条 明細書の有効性が争われたことの証明書
- 第 74 条 理由を欠く侵害訴訟の脅迫に対する救済
- 第 75 条 非侵害を宣言する裁判所の権限
- 第 76 条 法務長官は特許訴訟に出廷することができる

国際協定等

- 第 77 条 条約国に関する枢密院令
- 第 78 条 条約出願に関する補則
- 第 79 条 船舶, 航空機及び陸上車輛に関する特則
- 第 80 条 一定の条約出願についての期間延長
- 第 81 条 国際協定に基づいて伝達された発明の保護

第 82 条 第 80 条又は第 81 条の規定に基づく規則

特許登録簿等

第 83 条 特許登録簿

第 84 条 譲渡等の登録

第 85 条 出訴期限

第 85A 条 1999 年動産担保法の適用

第 86 条 局長は一定の場合に遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる

第 87 条 特許登録簿の裁判所による是正

第 88 条 誤記の訂正

第 89 条 記載事項、書類等の証拠

第 90 条 特許又は特許出願に関する情報請求

第 91 条 明細書等の公表に対する制限

第 92 条 特許証の紛失又は毀損

第 93 条 局長は期間の延長を許すことができる

第 93A 条 期間の延長に関する追則

局長への手続

第 94 条 局長による裁量権の行使

第 95 条 費用及び費用の担保

第 96 条 局長への証拠

上訴

第 97 条 高等裁判所への上訴

第 98 条 控訴裁判所への上訴

第 99 条 裁判所に係属する訴訟において局長の負担する費用

特許弁護士

第 100 条 特許弁護士の登録

第 101 条 特許弁護士の権限

第 102 条 特許弁護士の登録取消

第 103 条 特許弁護士としての業務遂行に対する制限

第 104 条 特許弁護士の支出した料金の回収

罰則

第 105 条 登録簿等の虚偽記載

第 106 条 特許権の不当表示

第 107 条 王室紋章等の保護

第 108 条 会社による犯罪

第 109 条 削除

雑則

- 第 110 条 通知等の郵便による送達
- 第 111 条 無能力者による宣言
- 第 112 条 公報, 索引等
- 第 113 条 裁判所規則
- 第 114 条 規則
- 第 115 条 手数料
- 第 116 条 局長の年次報告
- 第 117 条 国王大権等の例外
- 第 118 条 トケラウ諸島への法律の適用
- 第 119 条 廃止及び除外

附則

- 第 1 附則 廃止法令
- 第 2 附則 廃止規則
- 第 3 附則 経過規定

第1条 簡略名称及び施行

- (1) 本法は、1953年特許法として引用することができる。
- (2) 本法は、総督が布告により指定する日に施行する。

第2条 解釈

(1) 本法において、文脈上別異の解釈を必要としない限り、

「出願人」とは、第24条の規定に基づいてその者の利益になるように指示が発せられた者及び死亡した出願人の人格代表者を含む。

「物品」とは、土地に固定されているか否かを問わず、何らかの物質又は素材及びプラント、機械又は装置を含む。

「譲受人」とは、死亡した譲受人の人格代表者を含み、ある者の譲受人というときは、人格代表者の譲受人、又は当該譲受人の譲受人を含む。

「局長」とは、特許局長をいう。

「英連邦(Commonwealth)」 定義削除

「条約出願(convention application)」とは、第7条(4)の規定によりこれに付された意味を有する。

「条約国(convention country)」とは、本法の何れかの規定において、その規定の適用上、第77条の規定に基づく命令により条約国である旨を現に宣言される統一体をいう。

「裁判所」とは、高等裁判所をいう。

「提出日」とは、本法の規定に基づいて提出される何らかの書類に関連して、当該書類が提出される日、又は本法若しくはこれに基づく規則により当該書類が別異の日に提出されたものとみなされるときは、そのように提出されたものとみなされる日をいう。

「排他的ライセンス」とは、特許権者が設定するライセンスであって、実施権者又は実施権者及びその実施権者により許諾される者に対し、他のすべての者(特許権者を含む)を排除して特許発明に関する権利を与えるものをいう。「排他的実施権者」とは、前記に応じて解釈しなければならない。

「政府機関」とは、ニュージーランド行政府の省庁又は機関をいう。

「集積回路」とは、最終形態又は中間形態の回路であって、複数ある素子のうち少なくとも1は能動素子であり及び相互接続の部分又は全体が材料片内に又は材料片上に集積的に形成されていて、1の電子作用を実行させる目的のものをいう。

「国際出願」とは、発明の保護に関する特許協力条約に従ってされた出願をいう。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

「国際出願日」とは、特許協力条約第11条又は第14条(2)に基づいて国際出願に与えられた国際出願日をいう。

「発明」とは、独占法第6条の範囲に該当する特許証及び特権付与の対象である何らかの種類の新規な製造物、及び製造物の改良若しくは管理に実施可能な何らかの新規な試験方式又は試験方法をいい、発明と主張されるものを含む。

「公報」とは、第112条(1)の規定に基づいて発行される特許庁公報をいう。

「大臣」とは、商務大臣をいう。

「特許」とは、発明に関する特許証をいう。

「特許協力条約」とは、

(a) 特許協力条約であって、1970年6月19日にワシントンにおいて調印され、その条文が1979年10月2日に一部修正され1984年2月3日に変更されたものであって、1992年特許改正法第1附則に掲げられたものをいい、かつ

(b) 該条約に対してされた随時の修正、変更及び改訂であって、ニュージーランドがその修正、変更及び改訂の当事国となっており、更に、ニュージーランドがそれによって拘束されるものを含む。

「追加の特許」とは、第34条の規定に従って付与される特許をいう。

「特許弁護士」とは、ニュージーランドその他の場所において特許を出願し又はこれを取得することを目的として他人の代理人として行動する業務をニュージーランドにおいて業として行う者をいう。

「特許権者」とは、ある特許に関連して、特許登録簿に特許の被付与者又は特許の所有者として現に記入されている者をいう。

「所定の」とは、本法により又はこれに基づいて制定された規則により定められていることをいう。

「優先日」とは、第11条の規定によりこれに付された意味を有する。

「公開される」とは、完全明細書に関する場合を除き、公衆にとり利用を可能にしたことをいい、この規定の一般的性質を害することなく、書類については、次の場合は、本法の適用上、公開されているものとみなす。

(a) 公衆の構成員が手数料の納付を要するか否かを問わず、ニュージーランド内の何れかの場所において当然の権利としてこれを閲覧することができるか、又は

(b) 政府機関の図書館又は公共の施設若しくは公的機関の図書館において、これを閲覧することができ、かつ、当該図書館が当該書類に係る事項に利害関係を有する公衆の構成員に一般的に開放されている図書館であって、また、当該書類の主題に係る情報を調査する公衆の構成員が当該情報を通常求める筈の図書館及び事実上求めている図書館である場合

「受理官庁」とは、特許協力条約第2条(xv)におけるものと同じ意味を有する。

「独占法」とは、「独占及び刑法の適用免除並びにその財産没収に関する法律」と題するジェームズ一世治世第21年法第3章をいう。

「条約出願(treaty application)」とは、国際出願であって、次のものをいう。

(a) 特許協力条約第4条(1)(ii)にいう指定国としてニュージーランドを記載する願書を含み、かつ

(b) 国際出願日を付与されたもの

(訳註：前出の「条約出願(convention application)」と区別するために、この「条約出願(treaty application)」は、以下「PCT出願」と訳出する)

「条約の規則(treaty regulations)」とは、次のものをいう。

(a) 特許協力条約に基づく規則であって、1992年特許改正法第2附則に掲げるものをいい、かつ

(b) それらの規則に対して随時された修正を含む。

(訳註：この「条約の規則(treaty regulations)」は、以下「PCT規則」と訳出する)

(2) 「人格代表者」とは、死亡した者に関連して、条約出願に関する限り、第7条(3)の適用上及び第81条の適用上、死者の法定代理人であってニュージーランド以外の何れかの国において任命された者を含む。

- (3) 条約国ではあるが、国家、国家の一部、又は国家がその国際的關係に関して責任を有する領域に該当しない統一体(entity)の場合において、
- (a) 次に対する本法においての言及は、当該統一体の規則に基づく保護出願に対する言及として読み替える。
- (i) 国家における保護出願、又は
- (ii) 国家に関する保護出願
- (b) 条約国における明細書の提出に対する本法においての言及は、当該統一体の規則に基づく明細書の提出に対する言及として読み替える。
- (c) 条約国の法律に対する本法においての言及は、当該統一体の規則に対する言及として読み替える。
- (d) 条約国の政府に対する本法においての言及は、当該統一体の統治機関に対する言及として読み替える。

第3条 特許局長

- (1) 1988年国家公務員法(State Sector Act)に基づいて適格な人物を随時特許局長に任命することができる。
- (2) 本法の施行の際に1921-22年特許・意匠・商標法に基づいて特許・意匠・商標局長の地位を保持する者は、本法に基づいて特許局長として任命されたものとみなす。

第4条 特許局長補及びその他の職員

- (1) 1988年国家公務員法に基づいて次の者を随時任命することができる。
- (a) 特許局長補に適任の1人又は2人以上の者
- (b) 本法の規定を実施するために必要なその他の職員及び従業者
- (2) 前記のとおり任命された各特許局長補は、その官職を保持している間は、局長の監督及び指示に従うことを条件として、局長のすべての権限、職務及び機能を有し、かつ、行使することができるが、本法その他の法律において局長というときは、本条の規定を実施するために必要である限り、各特許局長補を含むものとみなす。
- (3) 本法の施行時に1921-22年特許・意匠・商標法に基づいて特許意匠商標局長代理の地位を保持する者は、本法に基づいて特許局長補に任命されたものとみなす。

第5条 特許庁

- (1) 大臣は随時、公報による告示により、特許庁となる場所を指定することができる。本法の施行時に特許庁として使用されている場所は、本法に基づいて特許庁と指定されたものとみなす。
- (2) 局長は、随時公報による告示により、本法に基づいて公務処理をするために特許庁を開く時間を定めることができ、かつ、公務処理について特許庁を閉鎖する日を宣言することができる。
- (3) 何らかの行為をし又は何らかの措置をとるために定められる期間が特許庁の開かれていない日に満了し、その理由によりその行為をし又はその措置をとることができない場合において、その翌日の特許庁が開かれる日にその行為をし又はその措置をとるときは、所定の期間内にその行為又は措置がとられたものとみなす。

(4) 特許庁の印鑑を備えるものとし、また、その印影は、司法上これを認めなければならない。

第 5A 条 特許庁の緊急閉鎖

(1) 第 5 条(2)の規定に拘らず、緊急事態又はその他の一時的な事態を理由として、局長は、如何なる日においても特許庁を閉鎖することが現に必要若しくは望ましいか又は必要に若しくは望ましくなるが、前記の項の規定で要件とするように当該閉鎖を公報に告示することが不可能であることに納得する場合は、本条の規定に従って、その日に公務を処理することについて特許庁を閉鎖することを前記告示なしに宣言することができる。

(2) 局長は、(1)に基づいて特許庁を閉鎖する旨を宣言することを提案し又は宣言をしたときはいつでも、可能ならば、特許庁が入っている建物の内又は外に前記事実の公示を掲示しなければならない。

(3) その後可能となり次第、局長は、また、前記公示の写し又は(前記掲示をしなかったときは)本条に基づく自己の権限の行使の告示を公報に掲載させなければならない。

第 6 条 特許庁職員及び従業者は特許について権益を取得してはならない又は明細書を作成してはならない

(1) 特許庁の各職員及び従業者は、その任期中及びその任期終了後 1 年間は、ニュージーランドにおいて特許を出願することができず、又は遺言相続若しくは無遺言相続の場合を除き、ニュージーランドにおいて付与され若しくは付与されることとなる何れの特許についても、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、何らの権利又は権益も取得することができないものとする。

(2) 特許庁の各職員及び従業者は、その任期中及びその任期終了後 1 年間は、ニュージーランド以外のある国において特許を出願し、又は遺言相続若しくは無遺言相続の場合を除きニュージーランド以外の何れの国において付与され若しくは付与されることとなる何れの特許についても、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、何らかの権利又は権益を取得するときは、犯則行為者とされ、略式手続により 100 ドル以下の罰金に処する。

(3) 特許庁の各職員及び従業者は、自己の正規の職務の範囲外において本法に基づいて特許出願人若しくは特許出願人になろうとする者の利用に供し又はこれに情報を与えるため、明細書若しくは図面又は明細書若しくは図面の一部を草案し若しくは作成し又は特許庁の記録を調査するときは、犯則行為者とされ、略式手続により 40 ドル以下の罰金に処する。

(4) (1)又は(2)の如何なる規定も、特許庁の旧職員又は旧従業者であって事務弁護士若しくは特許弁護士として開業している者が同項にいう 1 年の期間内に当該業務に単に付随するに過ぎない職務を適法に遂行することを一切妨げないものとする。

出願、調査、異議等

第7条 出願することができる者

- (1) 発明の特許出願は、次の何れかの者がすることができる。すなわち、
- (a) 当該発明の真実かつ最先の発明者であると主張する者
 - (b) 前記出願をする権利に関する、真実かつ最先の発明者であると主張する者の譲受人
- また、その者は単独で又は他のものと共同して特許出願をすることができる。
- (2) 前項の規定を害することなく、ある条約国(その国が条約国になる前後を問わず)において保護を求めて出願していた発明は、その保護出願をした者又はその者の譲受人が特許出願をすることができる。本法の適用上、前記出願に関し1又は数通の仮明細書を提出した後に完全明細書を何れかの条約国において提出することは、当該条約国における保護出願であるとみなす。
- ただし、ある条約国における保護出願の日から又は2以上の前記保護出願があったときは最先の保護出願の日から12月が満了した後は、本項の規定により出願をすることができない。
- (2A) 本条の適用上、1の条約国に2以上の保護出願がされた場合において、次のときは、最先の出願を無視することができ、また、第2の出願により最先の出願に代えるものとする。
- (a) 最先の出願が同一の条約国において又は同一の条約国に関して、第2の出願と同一の出願人によってされ、かつ
 - (b) 第2の出願の出願日以前に最先の出願が無条件に取り下げられ、放棄され又は拒絶を受けており、また
 - (i) 最先の出願が、ニュージーランド又はその他何れの場所においても、それを無条件に取り下げたか、放棄したか又は拒絶を受けた日より前に公衆にとり利用可能なものとならず、また
 - (ii) 最先の出願に関しては如何なる権利も存続しておらず、また
 - (iii) 最先の出願が何れかの国における他の出願に関して(第2条に定義されている)優先日の決定に使用されていないとき
- (3) 特許出願は、死亡した者であつてその死亡の直前に前記出願をすることが適格であった者の人格代表者、又はその人格代表者の譲受人も、(1)又は(2)の規定に基づいてすることができる。
- (4) (2)の規定の適用を受けてされる特許出願は、本法において条約出願という。

第8条 願書

- (1) 各特許願書は、所定の様式により作成し、所定の方法により特許庁に提出しなければならない。
- (2) 各願書(条約出願の願書以外のもの)にはその出願人が発明を所有していることを記載し、真実かつ最先の発明者であると主張する者を指名しなければならない。前記のとおり主張する者が出願人又は出願人の1人でないときは、その出願人がその者を真実かつ最先の発明者と信じる旨の宣言書その願書に含めなければならない。
- (3) 各条約出願の願書には保護出願又は最先の保護出願をした日及び条約国を表示し、前記の日より前にその出願人又はその権原前主が当該発明に関する保護出願を何れの条約国においてもしなかったことを記載しなければならない。

(4) 2 以上の発明であって同一種類に属するもの又はその一方が他方の修正であるものにつき 1 以上の条約国において数件の保護出願がされたときは、第 10 条の規定に従うことを条件として、前記保護出願のうち最先のものの出願日から 12 月以内にいつでもこれらの発明につき 1 件の条約出願をすることができる。

ただし、前記 1 件の条約出願の出願時に納付を要する手数料は、前記各発明につき個別に出願がされたものと同一とし、(3)の要件は、前記 1 件の条約出願の場合は、前記個別の発明に関する個別の保護出願に個別に適用されるものとする。

第 9 条 完全明細書及び仮明細書

(1) 各特許願書(条約出願の願書以外のもの)には完全明細書又は仮明細書の何れかを添付しなければならない。また、各条約出願の願書には完全明細書を添付しなければならない。

(2) 特許願書に仮明細書を添付したときは、出願日から 12 月以内に完全明細書を提出しなければならない。完全明細書が前記のとおり提出されないときは、出願は、放棄されたものとみなす。

ただし、完全明細書は、前記の日から 12 月後であっても前記の日から 15 月以内にいつでも提出することができる。この場合は、その旨の請求が局長にされ、かつ、所定の手数料が明細書の提出日以前に納付されることを条件とする。

(3) 仮明細書を添付した 2 以上の出願が数個の発明であって同一種類に属するもの又はその一方が他方の修正であるものについて提出されるときは、本条及び第 10 条の規定に従うことを条件として、1 の完全明細書をこれらの出願手続において提出することができ、又は 2 以上の完全明細書が提出された場合は、局長の許可を得てこれらの出願について 1 の完全明細書により手続をとることができる。

(4) 特許願書(条約出願以外のもの)に完全明細書とされた明細書が添付されている場合において、その明細書を受理する前のいつでも、出願人から仮明細書として取り扱うよう請求されたときは、局長は、本法の適用上そのようにすることを指示することができ、また、それに応じてその願書を処理することができる。

(5) 完全明細書が仮明細書又は(4)の規定による指示に従って仮明細書として取り扱われる明細書を添付した特許出願について提出された場合に、その完全明細書の受理前のいつでも出願人がその仮明細書を取り消し、その出願日を当該完全明細書の提出日に繰り下げを請求するときは、局長は、そのようにすることができる。

第 10 条 明細書の内容

(1) 各明細書は、完全明細書であるか又は仮明細書であるかを問わず、発明を説明するものとし、当該発明の係わる主題を表示する名称が冒頭に掲げられなければならない。

(2) 本法に基づく規則に従うことを条件として、完全明細書であるか又は仮明細書であるかを問わず、明細書の目的のため図面を提出することができ、また、局長の命令があるときはこれを提出しなければならない。提出した図面は、局長が別段の指示をしない限り、明細書の一部を構成するものとみなし、本法において明細書というときは、それに応じて解釈しなければならない。

(3) 各完全明細書は、

(a) 発明及びその実施方法を詳細に説明し、かつ

- (b) 出願人が知り、かつ、出願人が保護を求める権利を有する発明の最善の実施方法を開示し、また
- (c) クレームする発明の範囲を規定する 1 以上のクレームにより結びとしなければならない。
- (4) 完全明細書のクレームは 1 の発明に係わるものでなければならず、明確かつ簡潔なものであり、かつ、明細書に開示した事項を正確に基礎とするものでなければならない。
- (5) 本法に基づいて制定される規則には、その規則で定める場合において当該発明の発明者に関する宣言書を所定の様式で完全明細書と共に又は完全明細書の提出後の所定の期間内に提出しなければならない旨を規定することができる。
- (6) 本条の前記規定に従うことを条件として、仮明細書の後に提出され又は条約出願と共に提出された完全明細書は、仮明細書中に記載された発明の改良若しくはその発明への追加についてのクレーム、又は場合に応じて条約国において行った保護出願に関する発明であって、出願人が第 7 条の規定に基づいて別個の特許出願をする権利を有する筈の改良若しくは追加のクレームであるものも包含することができる。
- (7) 完全明細書が新規の物質をクレームするときは、そのクレームは、その物質が自然界に存在するときは、当該物質には及ばないものと解釈しなければならない。

第 11 条 完全明細書のクレームの優先日

- (1) 完全明細書の各クレームは、当該クレームに関し本条により所定の日(本法において優先日という)から効力を有する。また、特許は、完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている限り、当該クレームの優先日以後に発明が公表され若しくは実施されたことのみを理由として、又は同一の優先日若しくは後の優先日が主張されているクレームにおいて同一の発明がクレームされている明細書に他の特許が付与されることによって、無効とされることはないものとする。
- (2) 完全明細書を仮明細書又は第 9 条(4)の規定による指示によって仮明細書として取り扱われる明細書を添付した単一出願手続において提出し、かつ、クレームが当該仮明細書に開示された事項を正確に基礎としているときは、当該クレームの優先日は、当該出願の出願日とする。
- (3) (2)にいう明細書を添付した 2 以上の出願手続において完全明細書を提出し又はその手続をとり、かつ、クレームが当該明細書の 1 に開示した事項を正確に基礎としているときは、当該クレームの優先日は、当該 1 の明細書を添付した出願の出願日とする。
- (4) 条約出願手続において完全明細書を提出し、かつ、条約国における保護出願に開示された事項をクレームが十分に基礎としているとき、又は条約出願が 2 以上の保護出願を基礎として出願する場合にこれらの保護出願の何れか 1 に開示した事項を正確に基礎としているときは、当該クレームの優先日は、関係した保護出願の出願日とする。
- (5) 本項の規定を適用せずに本条の前記規定に基づいた場合に、完全明細書の何れかのクレームが 2 以上の優先日を有することがあるときは、これらの日のうちで早い方の日又は最先の日を当該クレームの優先日とする。
- (6) (2)から(5)までの規定が適用されない何れの場合も、クレームの優先日は、完全明細書の提出日とする。

第12条 出願の審査

(1) 第26G条の規定に従うことを条件として、完全明細書が特許出願について提出されたときは、出願及び明細書は、局長が審査官に付託する。

(2) 出願若しくは出願手続において提出された明細書が本法若しくは本法に基づく規則の要件に適合しないこと又は出願手続において特許付与に異論を唱える適法な理由があることを審査官が報告するときは、局長は、次の何れかをする事ができる。

(a) 出願の処理を拒絶する。又は

(b) 自己が出願を処理する前に前記出願若しくは明細書を補正するよう命じる。

(3) 局長は、出願が本法に基づいて提出された後であって完全明細書が受理される前のいつでも、出願人から請求され、かつ、所定の手数料が納付された上で、その出願の出願日を請求中で指定された日まで繰り下げるよう指示することができる。

ただし、

(a) 何れの出願の出願日も出願が実際にされた日又は本項の規定がなければ出願されていたものとされる日から6月を越えて後の日まで本項の規定に基づいて繰り下げられることはないものとし、かつ

(b) 何れの条約出願の出願日も本法の前記規定に基づいて出願をすることができた筈の最終日を越えて後の日まで本項の規定に基づいて繰り下げられることはないものとする。

(4) 本法に基づいて提出される出願又は明細書が完全明細書を受理する前に補正されるときは、局長は、その出願又は明細書の提出日を当該補正の最先の提出日まで繰り下げるよう指示することができる。

(5) 本法に基づいて制定される規則には、出願又は明細書が本法に基づいて提出された後であって、完全明細書を受理する前にいつでも前記出願又は明細書の主題の何れかの一部について新しい出願又は明細書が提出される場合は、局長が前記新しい出願又は明細書の提出日を前記出願又は明細書の提出日以後の日まで繰り上げるべきことを請求に基づいて指示することができることを保証する旨の規定を設けることができる。

(6) (2)又は(4)の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第13条 先の公表による先行性の調査

(1) 第12条の規定に従うことを条件として、本法に基づいて特許出願を付託された審査官は、その完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、その出願人の完全明細書の提出日前にニュージーランドにおいて発明され、かつ、前記の日の直前50年以内の日付の付された特許出願手続において提出された何れかの明細書において公表されていたか否かを確認するため、調査をするものとする。

(2) そのほか、審査官は、完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、その出願人の完全明細書が提出された日より前にニュージーランドにおいて何れかの他の書類(第59条(1)にいう部類の書類以外のもの)に公表されていたか否かを確認するために局長から指示された調査をするものとする。

(3) 局長は、完全明細書中の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が前記のとおり公表されていたことを認めるときは、その完全明細書を受理することを拒絶することができる。ただし、出願人が、次の何れかをする場合は、この限りでない。

(a) その完全明細書のクレームの優先日が関係書類の公表された日以前であることを局長の

納得するように明らかにすること，又は

- (b) その完全明細書を局長の納得するように補正すること
- (4) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては，裁判所に上訴することができる。

第14条 先のクレームによる先行性の調査

(1) 第13条の規定により必要とされる調査のほか審査官は，完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が，出願人の完全明細書の提出日以後に公表されて次の手続において提出された何れか他の完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされているか否かを確認するために調査をするものとする。

(a) ニュージーランドにおいてされ，かつ，前記の日前の日付を付された特許出願の手続，又は

(b) 前記の日よりも前に条約国においてされた保護出願に基づく条約出願の手続

(2) 前記の発明が前記のとおり当該他の明細書中のクレームにおいてクレームされていると局長が認めるときは，本条の規定に従うことを条件として，当該他の明細書の引用を公衆に対して告知する方法により出願人の完全明細書中に挿入することを，局長は指示することができる。ただし，所定の期間内に，次の何れかがされる場合は，この限りでない。

(a) 出願人が当該クレームの優先日が前記他の明細書のクレームの優先日以前であることを局長の納得するように明らかにすること，又は

(b) 前記の完全明細書が局長の納得するように補正されること

(3) 第13条の規定に基づく調査又はその他の結果，局長が次の事項を認めるときは，出願人のクレームの優先日が当該他の明細書のクレームの優先日以前であることが局長の納得するように同条の規定に基づいて明らかにされない限り，(2)の規定は，出願人の完全明細書の提出日以後に公表される明細書に適用されるのと同様に，この場合にも適用されるものとする。

(a) 出願人の完全明細書中の各クレームにおいてクレームされている発明が同条(1)にいう明細書においてクレームされていたこと，及び

(b) 前記他の明細書が出願人のクレームの優先日以後に公表されていたこと

(4) 他の明細書の引用を挿入すべき旨の指示を発する本条の規定に基づく局長の権限は，当該他の明細書においてクレームされた発明に特許が付与される時の前後を問わず，行使することができる。ただし，前記特許付与前に発せられる如何なる当該指示も前記特許が付与されない限り，かつ，前記特許が付与されるまでは，効力を生じないものとする。

(5) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては，裁判所に上訴することができる。

第15条 局長は対応外国出願に関する情報を請求することができる

(1) (2)の規定に従うことを条件として，本法に基づいて必要とされる調査の目的で局長から次のことを命じられるときは，出願人は，それを行う。

(a) 次の国の何れかにおいて対応する若しくは実質的に対応する出願がされたか否かを明示すること

(i) 英国，カナダ，オーストラリア若しくは米国，又は

(ii) 本項の規定の適用される国として枢密院令により現に宣言されているその他の国

(b) 前記何れかの国における前記何れかの出願に関し次の情報を(それが出願人により合理的にみて入手可能なものである限り)提供すること

- (i) 当該出願の番号及び出願日、及び
 - (ii) 当該出願に対抗して引用された先行技術を確認するのに十分な細目、及び
 - (iii) 当該出願に特許が付与されたときはその特許の番号及び認容されたクレームの様式、及び
 - (iv) 他の出願又は特許の細目であって、そのために当該対応出願が異議、抵触、インターフェアレンスその他同様の手続に現に係属中であるか若しくは既に係属したことがあるもの
- (2) 本条の規定は、PCT 出願には適用されないものとする。

第 16 条 侵害の可能性がある場合の引用

- (1) 局長は、本法の前記規定により必要とされる調査又は第 21 条若しくは第 42 条の規定に基づく手続の結果ある特許出願に係る発明が他の特許のクレームを侵害する実質的危険を冒さないでは実施することができないと認めるときは、出願人の完全明細書中に公衆に対して告知する方法により当該他の特許の引用を挿入するよう指示することができる。ただし、所定の期間内に、次の場合は、この限りでない。
- (a) 出願人が当該他の特許の前記クレームの有効性を争う合理的な理由があることを局長の納得するように明らかにする。又は
 - (b) 前記の完全明細書が局長の納得するように補正される。
- (2) 前項の規定に基づく指示に従って完全明細書中に他の特許の引用が挿入された後に、
- (a) 当該他の特許が取り消され若しくはその他の理由により効力を失うとき、又は
 - (b) 当該他の特許の明細書が関係クレームの削除により修正されるとき、又は
 - (c) 当該他の特許の関係クレームが無効であること又は出願人の発明の実施により侵害されるものではないことが裁判所若しくは局長に係属する手続において認められるときは、
- 局長は、出願人の申請により当該他の特許の引用を削除することができる。
- (3) 本条の規定に基づく局長の決定又は指示に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 17 条 一定の場合における出願の拒絶

- (1) 局長が、ある特許出願について、その特許出願がされた発明の実施が良俗に反するものであると認めるときは、局長はその出願を拒絶することができる。
- (2) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 18 条 審査等に関する補則

- (1) 第 14 条又は第 16 条の規定に基づく局長の権限は、完全明細書が受理されるか又は特許が出願人に付与される前後を問わず、行使することができ、前記諸条において出願人というときは、それに応じて特許権者を含むものと解釈しなければならない。
- (2) 完全明細書が受理される前に本法の前記規定に基づいて補正されるときは、その補正された明細書は、原明細書と同一の方法により審査及び調査されるものとする。
- (3) 本法の前記規定により必要とされる審査及び調査は、何れの特許の有効性も保証するものとみなされず、また、特許庁又はその職員は、当該審査若しくは調査又はその結果としての何らかの報告その他の手続を理由にして又はこれらに関連して、責任を一切負わないものとする。

第 19 条 受理のため出願を完備する期間

(1) (1A)の規定に従うことを条件として、特許出願は、完全明細書の提出日から 15 月又は本条の以下の規定に基づいて許される延長期間内に完全明細書に関連するか又はその他当該出願に関連するかを問わず本法により又はそれに基づいて出願人が自己に課される一切の要件を充たさない限り、これを無効とする。

(1A) (1)において許される期間は、PCT 出願に関しては、出願人が特許協力条約第 22 条(1)又は場合に応じて第 39 条(1)に基づく出願人の義務を果たした日に開始する。

(2) (1)の規定により許される期間は、完全明細書の提出日から 18 月を超えない期間であって出願人が局長に宛てて提出する通知に記載した期間まで延長される。ただし、前記の通知に記載した期間が満了する前に当該通知を提出し、かつ、所定の手数料を納付することを条件とする。

(3) 本条の前記の規定に基づいて許される期間の満了時に出願に関し(又は追加の特許出願の場合は、その特許出願若しくは主発明の特許出願の何れかに関し)本法の何れかの規定に基づいて裁判所に対する上訴が係属中であるか又は前記の上訴を裁判所規則に従って提起することができる期間(同規則に基づく将来の上訴期間の延長を除く)がまだ満了しない場合において、

(a) 前記の上訴が係属中であるか又は上訴が前記の上訴期間内に若しくは(初回の延長の場合)当該上訴期間内にされる申請により許された延長期間の満了前に若しくは(前記以降の上訴期間の延長の場合)上訴の直前最終の延長期間の満了前に提起されるときは、当該期間は裁判所が指定する期日まで延長されるものとする。

(b) 前記の上訴が前記のとおり係属中でないか又は提起されないときは、当該期間は、前記のとおり許された上訴期間の末日まで、又は前記のとおり上訴期間の延長が許される場合はその延長期間の満了若しくは前記のとおり許された直前最終の延長期間の満了まで、存続する。

第 20 条 完全明細書の受理及び公告

(1) 第 19 条の規定に従うことを条件として、ある特許出願手続において提出される完全明細書は、出願人が同条(1)に言う要件を充たした後はいつでも局長が受理することができ、また、前記の要件を充たすことを求めて同条の規定に基づいて許される期間内に前記のとおり受理しなかったときは、そのようになった後できる限り速やかに受理するものとする。

ただし、出願人は、完全明細書の提出日から 18 月以内の日を指定してその日まで受理の処分を繰り延べるよう局長に請求することができ、局長は、完全明細書の提出日から 15 月より後の日までの繰り延べが請求される場合に、所定の手数料が納付されるときは、それに応じてその受理の処分を繰り延べることができる。

(2) 局長は、完全明細書を受理したときは、出願人にその旨を通知し、明細書を受理した事実を公報により公告し、同時に当該出願及びこれの手続において提出された明細書を公衆の閲覧に供する。

(3) 本法において完全明細書の公告日というときは、前記公告が掲載される公報の発行日というものと解釈しなければならない。

(4) 出願人は、特許証が実際に捺印されるまで侵害訴訟を提起することができないことを除き、完全明細書が公告された日の後からこれについての特許証に捺印される日までは、完全

明細書の公告日付で、当該発明の特許証が捺印されたものと同一の特権及び権利を有する。

(5) 1950年出訴期限法(Limitation Act)の規定に拘らず、完全明細書の公告日に開始し特許証の捺印の日に終了する期間に侵害が生じていたと主張するときは、当該侵害についての出訴期限は、次の何れか後の方とする。

- (a) 主張する侵害日から6年、又は
- (b) 特許証の捺印日から3年

第21条 特許付与に対する異議申立

(1) (2)に規定する期間内にはいつでも、利害関係人は、局長に次の何れかの理由により特許付与に対する異議を申し立てることができる。

- (a) 特許出願人又は当該出願に真実かつ最先の発明者と記載されている者が当該発明又はその一部を利害関係人又は利害関係人の人格代表者である者から窃取したこと
 - (b) 完全明細書中の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、クレームの優先日前にニュージーランドにおいて、次の書類中に公表されていたこと
 - (i) ニュージーランドにおいてされ、かつ、前記出願人の完全明細書の提出日の直前50年以内の日付を付された特許出願手続において提出された明細書
 - (ii) その他の書類(第59条(1)にいう部類の書類以外のもの)
 - (c) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、出願人のクレームの優先日以後に公告された完全明細書であってニュージーランドにおける特許出願手続において提出されたもののクレームであり、出願人の前記クレームの優先日より早い優先日のクレームにおいてその発明がクレームされていること
 - (d) 完全明細書中の何れかのクレームにおいてクレームされている発明がそのクレームの優先日前ニュージーランドにおいて実施されていたこと
 - (e) 完全明細書中の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が(b)にいうとおり公告された事項に照らし又は出願人のクレームの優先日前にニュージーランドにおいて実施された事項に照らし自明のものであり、何らの進歩性も包含していないことが明白であること
 - (f) 完全明細書中の何れかのクレームの主題が本法の趣旨に該当する発明でないこと
 - (g) 完全明細書が当該発明又はそれが実施されるべき方法を十分かつ正確に説明していないこと
 - (h) 条約出願の場合において、その出願が出願人又はその権原前主により条約国においてされた当該発明の最先の保護出願の出願日から12月以内にされなかったこと
 - (i) 第37条の規定に基づく命令が適用される出願の場合において、第19条に所定の期間内及び同条又は第93条の規定に基づいて許される各延長期間内に、本法の規定により又はそれに基づいて出願人に課される要件をその出願人が遵守しないことが故意によるものであったこと
 - (j) 第37条の規定による命令が適用される出願の場合において、当該命令を申請する手続上、不当な遅滞があったこと
 - (k) 第93A条の規定による出願の場合において、局長の許した期間延長が不当だったこと
- ただし、これ以外の理由により異議を申し立てることはできない。
- (2) 前記の各申立は本法の規定に基づく完全明細書の公告日から3月以内になければなら

ない。

ただし、前記 3 月以内にそれに関し局長宛てに申請があったときは、局長は当該所定の期間を 4 月に延長することができる。

(3) 前記の申立があるときは、局長はこれを出願人に通知し、自己が事案を決定する前に出願人及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(4) 特許の付与は、(1) (c)に規定の出願手続において如何なる特許も付与されなかったときは、同号にいう理由により拒絶してはならない。また、(1) (d)又は(e)の適用上、秘密の実施を斟酌してはならない。

(5) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 22 条 異議を経ない特許の拒絶

(1) 局長は、ある特許出願手続において提出された完全明細書を受理した後であってこれに対する特許を付与する前のいつでも、完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、次の書類において前記クレームの優先日前にニュージーランドにおいて公表されていたことを第 21 条の規定に基づく特許付与に対する異議申立手続の結果以外の経路で知ったときは、所定の期間内に当該完全明細書が局長の納得するように補正されない限り、特許の付与を拒絶することができる。

(a) ニュージーランドにおいてされ、かつ、出願人の完全明細書の提出日の直前 50 年以内の日付を付された特許出願手続において提出された明細書、又は

(b) その他の書類(第 59 条(1)にいう部類の書類以外のもの)

(2) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 23 条 特許証に発明者を発明者として記載すること

(1) 局長は、本条の規定に従って請求又は主張のあったときに、

(a) その請求若しくは主張において対象となる者又はその請求若しくは主張をする者が特許出願に係る発明又はその重要な一部の発明者であること、及び

(b) その特許出願が前記の者が発明者であることの直接の結果であることに納得するときは、本条の規定に従うことを条件として、その者を当該出願手続において付与される特許証、完全明細書及び特許登録簿に発明者として記載させなければならない。

ただし、本条の規定に基づいてある者を発明者と記載することは特許に基づく如何なる権利も与え又は減じるものではない。

(2) 本条の適用上、ある発明又はその一部の現実の発明者は、何れかの他人が本法の他の何れかの規定の適用上、真実かつ最先の発明者として取り扱われることがあるにも拘らず、発明者であるものとみなす。また、何人も、その者がある発明をニュージーランドに輸入したという理由のみによっては、その発明又はその一部の発明者であるものとはみなさない。

(3) ある者を発明者として記載すべき旨の請求は、特許出願人又は(発明者と主張される者が出願人若しくは出願人の 1 人でない場合は)その出願人及びその者により所定の方法で提出することができる。

(4) ((3)の規定に基づいて当該出願に関連した請求に係わる者以外の)ある者が発明者として記載されることを希望するときは、その者は、所定の方法によりそれに関し主張することができる。

(5) 本条の前記規定に基づく請求又は主張，完全明細書の公告日後 2 月以内，又は前記 2 月の期間満了前にそれに関し局長宛てにする請求により，かつ，所定の手数料の納付により局長から許されることのある(1 月を超えない)延長期間内に，しなければならない。

(6) 本条の前記規定に基づく請求又主張は，第 21 条(1) (a)の規定に基づく異議申立手続においてその請求若しくは主張の対象となる者又はその提起をした者が事実を証明した場合に同条の規定に基づく救済が前記の者に与えられる筈のものであり，その事実を基礎としていることを局長が認める場合は，これを一切取り扱わないものとする。

(7) (6)の規定に従うことを条件として，(4)の規定に基づく主張があったときは，局長はその旨を各特許出願人(主張者以外の者)及び局長が利害関係人と認めるその他の者に通知し，また，(3)又は(4)の規定に基づく請求又は主張について決定する前に局長は，必要な場合は，請求若しくは主張において対象となる者又は請求若しくは主張をした者及び(4)の規定に基づく主張の場合に，その旨が前記のとおり通知された者を聴聞する。

(8) 何人かが本条の規定に従って発明者として記載されたときに，何れか他人であって前記の何人かが発明者として記載されるべきでなかったと主張する者は，いつでも局長にその旨の証明書を交付するよう申請することができる。また，局長は，利害関係人と自己が認める者を(必要な場合に)聴聞した後に前記の証明書を交付することができ，その交付をしたときは，それに応じて明細書及び登録簿を更正しなければならない。

(9) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては，裁判所に上訴することができる。

第 24 条 出願人の変更等

(1) 特許を付与する前のいつでも所定の方法による請求がされ，特許出願人若しくは特許出願人の 1 人により又は法の適用により譲渡若しくは契約がされた結果として，当該請求人が，特許が与えられた場合に当該特許若しくは出願人の当該特許に対する権益又は当該特許若しくは当該権益の不可分の持分に対し正当な権利を有する筈であることを局長が納得するときは，局長は，本条の規定に従うことを条件として，その出願を前記請求人の名義で又は前記請求人及び出願人若しくは場合に応じてその他共同出願人の名義により，処理すべきことを指示することができる。

(2) 前記の指示は，2 人以上の共同特許出願人のうち 1 人が他の共同特許出願人の同意を得ずにした譲渡又は契約によるときは，一切発することができない。

(3) 前記の指示は，次の何れかの場合でない限り，発明の恩恵の譲渡を対象にしては，如何なる譲渡又は契約がされても，一切発することができない。

(a) 譲渡証又は契約書において当該特許出願の番号の引用によりその発明が特定されている場合，又は

(b) 譲渡又は契約をした者による確認書であって当該譲渡又は契約が前記特許出願に係わる発明に関するものであることを示すものが局長に提出される場合，又は

(c) その発明についての請求人の権利が本法の以下の規定に基づく裁判所の判決若しくは局長の決定により最終的に確定された場合

(4) 特許の付与される前の何れかの時に 2 人以上の共同特許出願人のうち 1 人が死亡した場合に，当該出願が生存者のみの名義により処理されるべきことに関する請求が生存者からされ，かつ，死者の人格代表者の同意があったときは，局長はそのようにすることを指示することができる。

(5) 共同特許出願人の間で出願の手続をするべきか否か又は如何なる方法によりこれを手続するべきかについて紛争が生じるときに、局長は、何れかの当事者から所定の方法による申請がされ、かつ、関係当事者全員に聴聞を受ける機会を与えた後は、必要に応じて、当事者の1若しくは2以上の名義のみにより出願の手続をすることを可能にさせるため、若しくは出願の手続をする方法を調整するため、又はこれら2つの目的のために、自己が適切と認める指示を発することができる。この場合に局長は、当事者の1又は2以上の名義により出願の手続をすることを許可することができる。

(6) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第25条 一定の発明の秘密保持に関する規定

(1) 局長は、本法の施行の前後を問わずある発明の特許出願がされ、かつ、その発明が国防大臣から国防目的に関連があるものとして自己に通知されたある部類に属するものであることを認め、又は国防目的のために重要である可能性がある旨の見解を有するときは、その発明に関する情報の公表又は自己の指示において指定する者若しくは指定する部類に属する者に対する当該情報の伝達を禁止若しくは制限する指示を発することができる。前記の指示が効力を保持する間は、その指示に従うことを条件として、その出願は、完全明細書の受理までは処理されるものとする。ただし、その受理の処分及び明細書の公告は何れもされないものとし、また、当該出願の手続により特許が付与されることは一切ないものとする。

(2) 局長は、前記のとおり指示を発したときは、当該出願及び当該指示を国防大臣に通知する。この場合は、次の規定が効力を有する。すなわち、

(a) 国防大臣は、前記通知を受領したときは、当該発明の公表がニュージーランドの国防に有害であるか否かを検討し、(c)の規定に基づく通知が既に国防大臣から局長に発せられていない限り、当該特許の出願日から9月が満了する前及び後続する年ごとに少なくとも1回は前記の検討事項を再検討するものとする。

(b) 前記規定の適用上、国防大臣は、完全明細書が受理された後はいつでも又は完全明細書が受理される前においては出願人の同意を得ていつでも、当該出願及びその出願に関連して局長に提出されたすべての書類を閲覧することができる。

(c) 国防大臣は、発明を検討した後はいつでも、その発明の公表がニュージーランドの国防にとり有害でない又はもはや有害でなくなったと認めるときは、その旨を局長に通知する。

(d) 局長は、前記の通知を受領したときは、その指示を取り消さなければならず、また、自己が適切と認める条件があればそれに従うことを条件として、当該出願に関連して本法の規定により又はそれに基づいてすることを命じられ又は許される何らかの事項をするための期間については、その期間が既に満了しているか否かを問わず、これを延長することができる。

(3) 本条又は第26条の規定に基づいて指示が発せられた発明の特許出願手続において提出された完全明細書が、当該指示の効力の存続中に受理される場合において、

(a) その発明の実施がある政府機関により若しくはそのために又はその命令に従って当該指示の効力の存続中にされるときは、第55条から第58条までの規定はその発明に特許が付与されたものとして当該実施に関して適用されるものとする。また、

(b) 前記指示の効力の存続により特許出願人が困難な状況におかれることを国防大臣が認めるときは、財務大臣は、その発明の新規性及び有用性並びに用途その他関連する事情に照らして、補償金として自己が適切と認める支払を(もしあれば)することができる。

(4) 本条又は第 26 条の規定に基づいて指示が発せられた出願手続において特許が付与されるときは、前記指示が効力を保持した期間についての更新手数料は納付を必要としない。

(5) ニュージーランドに居住する者はすべて、局長により又は局長の代理で与えられる許可書で認められていなければ、次の場合でない限り、発明の特許をニュージーランド国外において出願し又は出願させることができない。

(a) ニュージーランド国外において出願する 6 週間以上前に、ニュージーランドにおいて同一の発明又は実質的に同一の発明の特許を出願した場合、及び

(b) ニュージーランドにおける出願に関し(1)又は第 26 条の規定に基づいて何らの指示も発せられたことがなく又はそのような指示がすべて取り消された場合

ただし、本項の規定は、ニュージーランド国外に居住する者が保護出願をニュージーランド以外の 1 国に最先にした発明には適用されないものとする。

(6) 本条の規定に基づいて発せられた指示を遵守しなかった者又は本条に違反して特許を出願し若しくは特許を出願させた者は、犯則者とし公訴に基づく有罪の判決により 2 年以下の拘禁若しくは 1,000 ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 26 条 原子力に関する発明

(1) 局長に特許出願がされる場合において、その出願の対象である発明が原子核から発生するエネルギーの生産若しくは使用又はこれに関連する事項の研究に係わると局長が認めるときは、局長は、書面でその旨の通知を国防大臣に送達しなければならない。また、本法その他の法律の規定に拘らず、本項の規定がなければ当該出願について実行しなければならない筈の何れの事項も実行することを省き又は延期することができ、更に、当該出願の対象に関する情報の公表又は特定の者若しくは特定部類に属する者に対するその情報の伝達を禁止し若しくは制限するために、指示を発することができるものとし、この指示に違反する者は、本条に違反する犯則者とする。

(2) 国防大臣は、前記のとおり通知を受けたときは、当該出願の対象である発明が国防目的のために重要であるか否かを直ちに検討しなければならない。当該出願に関連して局長に提供された一切の書類及び情報を閲覧することができ、また、その時又はその後当該発明が国防目的に重要でないことを納得するときは、書面でその旨の通知を局長に送達しなければならない。また、局長は、この通知があったときは、前記の出願に関し(1)の規定に基づく自己の権限を行使することを止め、直ちにこれにつき前記の権限に基づいて発した指示を取り消さなければならない。

(3) 出願に関し本条の前記規定に基づいて局長からの又は局長への通知がされるときは、局長はその写しを出願人に送達しなければならない。

(4) 局長への特許出願について(1)の規定に基づいて通知が送達された場合において、前記出願に関し(2)の規定に基づく通知が送達されることなく、その通知の送達日から 6 月が経過するときは、前記出願の出願日前に当該発明の発見又は開発に関連して費用を負担し又は労力を費やした者は何人も、当該費用又は労力について国防大臣が財務大臣の承認を得て決定する補償金の支払を受ける権利を有する。この補償金は、合理的な負担額と認められる費用額以上のものとし、その額は、国防大臣と前記の者との間で合意に至らないときは、仲裁手続により定めるものとする。

ただし、その後に出願に関し(2)の規定に基づいて国防大臣が通知を送達したときは、当該発

明に関連して何人かに本項の規定に基づいて既に支払った補償金のうち前記出願について(1)の規定に基づいて権限を行使した期間の長さその他この事案をめぐる一切の事情に照らし適切な部分を、国に対して弁済されるべき債務として国防大臣は回収しなければならない。回収されるべき金額は、国防大臣と前記の者との間で合意に至らないときは、仲裁手続により定めるものとする。

(5) 局長は(1)の規定に基づく権限を行使する上で何らかの事項をすることを省き若しくは遅滞させるとき、又は、情報の公表若しくは伝達を禁止し若しくは制限するために指示をするときは、課することを適切と認める条件があれば、それに従うことを条件として、本法の規定により又はそれに基づいて何らかの行為をするための期間を延長することができる。ただし、前記の権限を行使することを理由としてその延長を許すべきであることに局長が納得することを条件とする。

(6) ある発明に関し特許を出願し又はこれを取得する者の権利は、当該発明が本条の規定に基づいて国防大臣に先に伝達されたという事実のみにより害されることはないものとし、また、ある発明に関する特許は、当該発明が前記のとおり伝達されたという理由のみによっては、無効とされることはないものとする。

(7) 第55条の規定に基づいて政府機関及び政府機関により授権された者の権限は、国防大臣が必要又は便宜であると認める目的で原子力の生産若しくは利用又はこれらに関連する事項の研究に係るもののため発明を製造、実施、行使若しくは売却する権限を含み、同条又は第56条及び第57条において国務というときは、前記の目的をいうことも含むものと解釈しなければならない。

(8) 本条の規定に違反する行為を犯した者は何れも、公訴による有罪の判決により2年以下の拘禁若しくは1,000ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

PCT 出願

第 26A 条 完全明細書を添付した出願とみなされる PCT 出願

本法の適用上、PCT 出願は、完全明細書を添付した発明の特許出願であるものとみなす。

第 26B 条 明細書、クレーム及び図面

(1) PCT 出願に含まれる明細書、クレーム及び(もしあれば)図面は、本法の適用上、完全明細書であるものとみなす。

(2) PCT 規則の第 13 規則の 2.3(a)にいう表示であって寄託された微生物への言及に含まれるものは何れの表示も、

(a) 国際出願に含まれる明細書の一部を構成するものとみなされ、かつ

(b) 従って、(1)の規定に従って、前記表示はたとえ他の書類に含まれていても、当該完全明細書の一部を構成する。

第 26C 条 国際出願日

PCT 出願は、その国際出願日に、ニュージーランドにおいて出願されたものとみなす。

第 26D 条 国際出願日の局長による付与

(1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、次の場合は、局長は、当該出願に対し、特許協力条約第 11 条(1)に基づく受理官庁による当該出願の受領日を国際出願日として付与し、それに応じて本法の規定が当該出願に適用されるものとする。

(a) 国際出願に含まれる願書がニュージーランドを特許協力条約第 4 条(1)(ii)に基づく指定国として指定し、かつ

(b) (i) 受理官庁が特許協力条約第 11 条(1)に基づいて当該国際出願に対して国際出願日を認めることを拒絶し若しくは当該国際出願は取り下げられたものとみなすと宣言し、又は

(ii) 国際事務局が特許協力条約第 12 条(3)に基づいて当該国際出願が取り下げられたものとみなす旨の認定をし、かつ

(c) 局長が特許協力条約第 25 条(2)(a)に基づいて前記拒絶若しくは宣言又は認定が受理官庁又は国際事務局の過失又は怠慢である旨の決定をした場合

(2) (1)の適用上、受理官庁による当該出願の受領日を確定することができない場合は、局長は、当該出願に国際出願日を付与することができ、それに応じて本法の規定が当該出願に適用されるものとする。

(3) 本条の規定は、英語以外の言語により受理官庁に提出された国際出願については、当該出願の英語翻訳文であって本法に基づいて制定された規則に従って認証されたものが局長に提出されない限り、適用されないものとする。

第 26E 条 完全明細書の一部を構成する書類の補正

(1) PCT 出願の英語翻訳文が局長に提出され又は特許協力条約第 21 条に基づいて国際事務局によって公開されたときは、当該出願に含まれる明細書、クレーム及び図面に関連する事項は、本法の適用上、当該翻訳文の提出の日に、翻訳書類により当初提出された書類を差し替えることにより補正をしたものとみなす。

(2) 次のとき、すなわち、

(a) PCT 出願が特許協力条約第 19 条(1)に基づいて補正されたとき、又は

(b) PCT 出願が特許協力条約第 34 条に基づいて補正され、かつ、ニュージーランドが特許協力条約第 31 条(4)(a)に基づいて当該出願人により所定の期間内に選択国として選択されたときは、

その PCT 出願に含まれる明細書、クレーム及び図面は、本法の適用上、当該補正のされた日に補正されたものとみなす。

(3) PCT 出願が PCT 規則の第 91 規則に基づいて訂正された場合は、その PCT 出願に含まれる明細書、クレーム及び図面は、本法の適用上、当該出願の国際出願日に補正されたものとみなす。

第 26F 条 PCT 出願の無効

PCT 出願は、本法の適用上、次の場合は、無効であるとみなす。

(a) 出願人が国際出願を取り下げ若しくは指定国としてのニュージーランドに関して当該 PCT 出願を取り下げ、又は

(b) 特許協力条約第 25 条の規定に従うことを条件として、国際出願が特許協力条約第 12 条(3)、第 14 条(1)(b)、第 14 条(3)(a)若しくは第 14 条(4)の規定に従って取り下げられたものとみなされ、又は

(c) 特許協力条約第 25 条の規定に従うことを条件として、指定国としてのニュージーランドの指定が特許協力条約第 14 条(3)(b)に従って取り下げられたものとみなされ、又は

(d) 当該出願人が特許協力条約第 22 条(1)に基づく出願人の義務を所定の期間内に履行せず、又は

(e) 当該出願人が特許協力条約第 39 条(1)(a)に基づく出願人の義務を所定の期間内に履行しなかった場合

第 26G 条 PCT 出願の審査のための要件

(1) (2)の規定に従うことを条件として、かつ、第 26A 条の規定に拘らず、局長は、次のとおりになるまでは、第 12 条に基づく自己の権限を行使しないものとする。

(a) 当該出願人が特許協力条約第 22 条(1)又は第 39 条(1)に基づく出願人の義務を履行し、かつ

(b) 所定の期間が満了し、かつ

(c) 該当する場合は、国際出願の英語翻訳文が局長に提出され、かつ、本法に基づいて制定された規則に従って認証され、かつ

(d) 本法及び本法に基づいて制定された規則に従って提出を要するすべての書類が提出され、かつ

(e) 本法及び本法に基づいて制定された規則に従って納付を要するすべての手数料が納付されること

(2) (1)の規定に拘らず、局長は、当該出願人から請求が明示されたときは、第 12 条に基づくその権限をいつでも行使することができる。

第 26H 条 PCT 出願の公開

特許協力条約第 21 条による PCT 出願の公開は、当該出願人に対して本法に基づいて如何なる権利又は特権も与えるものではなく、また、当該出願に対して本法に基づく調査の目的で公表された書類としての地位を与える以外の如何なる効力も有さないものとする。

特許の付与, その効力及び存続期間

第 27 条 特許の付与及び特許証の捺印

(1) 異議申立に関する本法の規定及び特許付与を拒絶する局長の何れか他の権限に関する本法の規定に従うことを条件として, 特許庁の印が押された特許証は, 所定の請求が本条の規定に基づいて許される期間内にされるときは, 前記期間内に又はその後できる限り速やかに出願人に交付される。また, 特許証が捺印された日は, 特許登録簿に記入されるものとする。

(2) 追加の特許に関する本法の以下の規定に従うことを条件として, 特許証への捺印を求める旨の本条の規定に基づく請求は, 完全明細書の公告日から 4 月の満了以前にしなければならない。

ただし,

(a) 前記 4 月の満了時に特許出願に関する手続が裁判所又は局長に係属中であるときは, 当該請求は, その手続の最終的な決定後所定の期間内にすることができる。

(b) 本項の規定に基づいて請求をすることができた筈の期間の満了前に出願人又は出願人の 1 人が死亡したときは, 前記請求は, その死亡の日の後 12 月以内の何れかの時又は局長の許すこれ以後の何れかの時にすることができる。

(3) (2)の規定に基づいて特許証への捺印を求める旨の請求をすることができる期間は, 局長がそれに関する自己宛ての申請に記載される期間まで更に随時延長することができるが, その延長期間内に当該申請がされ, かつ, 所定の手数料が納付されることを条件とする。

ただし, 最初に挙げた期間は, 本項の規定に基づいて 6 月を超える期間又は所定の期間よりも短縮されて延長されることはないものとする。

(4) 特許証への捺印を求める旨の請求をすることができる最長の期間であって本条の前記規定により又はそれに基づいて許可することができる期間が許されていた場合に, ニュージーランド以外の何れかの国における特許出願の出願人による手続に関連して, 当該期間を延長しない限り, 困難な事情が生じる筈のことを局長の納得するように明らかにするときは, 当該期間は, 前記の困難な事情を生じさせないために必要と局長が認める期間まで更に随時延長することができる。ただし, 最初に挙げた期間内に, 又は本項の規定による第 2 回目若しくはその後の申請があるときはその先行する最新の申請により期間延長された当該延長期間内に, 局長宛てにそれに関し申請し, かつ, 所定の手数料を納付することを条件とする。

(5) 本条の適用上, 手続は, その手続の結果としての処分に対する上訴の期間(将来その期間が延長される場合とは別に)が満了しない限り係属中であるものとみなし, また, 上訴が提起されずに前記上訴の期間(前記延長される場合とは別に)が満了するときに確定したものとみなす。

第 28 条 死亡した出願人に付与された特許の名義変更

本法に基づく出願手続において特許証に捺印した後はいつでも, 局長は当該特許証が捺印される前に当該特許が付与された本人が死亡し又は(法人の場合は)存続を停止したことを納得するときは, 前記の者の名義に代えて当該特許が付与されるべきである者の名義に当該特許証を変更することができ, それに応じて, その特許は効力を有するものとし, かつ, 常に効力を有していたものとみなす。

第 29 条 特許の範囲、効力及び様式

(1) 特許庁の印を押捺された特許証は、ニュージーランドの国印を押捺されたものと同じの効力を有し、ニュージーランドの全領域を通じ効力を有する。

ただし、特許は、ニュージーランドの何れかの場所又はその一部についてそれが当該場所又はその一部のみ効力を及ぼすよう付与されたものとして有効に譲渡することができる。

(2) 本法及び 1950 年国王訴訟手続法(Crown Proceedings Act)第 7 条(3)の規定に従うことを条件として、特許は、国民に対するのと同じの効力を国に対して有する。

(3) 特許証は所定の様式により作成されるものとする。

(4) 特許は、1 発明ごとに付与されるものとする。ただし、何人も訴訟その他の手続において特許に対しそれが 2 件以上の発明に付与されたという理由によっては異論を申し立てることができない。

第 30 条 特許の日付及び存続期間

(1) 完全明細書の提出日を各特許の日付とする。

ただし、完全明細書の公告日前に犯された侵害行為に対しては訴訟手続をとることができない。

(2) 各特許の日付は、特許登録簿に記入する。

(3) 各特許の存続期間は、特許の日付から 20 年とする。

(4) 特許は、更新手数料が所定の納付期間内又は本条の規定に基づく延長期間内に納付されないときは、特許における又は本法の如何なる規定に拘らず前者の期間の満了と共に効力を失う。

ただし、更新手数料の所定の納付期間が特許証の捺印日から 4 月が経過する日の前に満了するときは、前記期間は、特許証の捺印日から 4 月が経過する日まで延長するものとする。

(5) 更新手数料の所定の納付期間((4)の規定に基づく期間の延長を含む)は、当該所定の納付期間より局長宛での請求に記載されたものまで、6 月を越えぬようにして延長されるものとする。ただし、前記のとおり記載された期間の満了前に当該請求がされ、かつ、更新手数料及び所定の割増料金が納付されることを条件とする。

第 31 条—第 33 条 削除

第 34 条 追加の特許

(1) 本条の規定に従うことを条件として、ある発明(本法において主発明という)の改良又は修正について特許出願があり、かつ、その出願人が主発明の特許を出願し若しくは出願しており、又はその特許権者でもある場合に、出願人からその旨請求があるときは、局長は追加の特許として前記改良又は修正に対し特許を付与することができる。

(2) 本条の規定に従うことを条件として、発明が他の発明の改良又は修正であって独立の特許の対象であり、かつ、当該特許の特許権者が主発明の特許についての特許権者である場合に、特許権者がその旨を請求するときは、局長は、命令により当該改良又は修正に係る特許を取り消し、その特許権者に前記取り消した特許の日付と同一の日付を有する当該改良又は修正についての追加の特許を付与することができる。

(3) 追加の特許は、完全明細書の提出日が主発明についての完全明細書の提出日と同一の日

又はこれより遅い日でない限り、付与されないものとする。

(4) 追加の特許は、主発明の特許証の捺印前には捺印されないものとする。追加の特許証の捺印請求を本項の規定がないものとする場合に第 27 条の規定に基づいてすることができる筈の期間が主発明の特許証の捺印請求を前記のとおりすることができる期間前に満了するときは、後者の期間内にいつでもその追加の特許証の捺印請求をすることができる。

(5) 追加の特許の存続期間は、主発明に係る特許の存続期間と同一又はまだ満了しないその期間と同一のものとし、また、追加の特許は、前記の期間内又は主発明に係る特許が期間満了前に失効するときは、その失効までなお有効に存続する。

ただし、

(a) 主発明に係る特許の存続期間が本法の前記規定に基づいて延長するときは、追加の特許の存続期間もそれに応じて延長することができ、かつ、

(b) 主発明に係る特許を本法に基づいて取り消すときは、裁判所又は場合に応じて局長は、追加の特許が主発明に係る特許の存続期間のうちその残存期間につき独立の特許となるよう命じることができる。またそのとき当該特許は、命令に応じて独立の特許としてなお有効に存続する。

(6) 追加の特許についての更新手数料は、納付を必要としない。ただし、(5)の規定に基づく命令により追加の特許が独立の特許となるときは、追加の特許が当初から独立の特許として付与されたものとして同一の更新手数料をその後同一の納期に納付しなければならない。

(7) 次の事項の公表又は実施に照らし、完全明細書においてクレームされた発明が進歩性を欠くという理由のみにより、追加の特許は、付与を拒絶されることはなく、又は、追加の特許として付与された特許は、取り消され若しくは無効とされることはないものとする。

(a) 主発明に係る完全明細書に記載されている当該主発明、又は

(b) 主発明の特許に対する追加の特許若しくは追加の特許出願の完全明細書に記載されている主発明の何らかの改良若しくは修正

また、追加の特許の有効性は、当該発明が独立の特許の対象であるべきであったとの理由により争われることはないものとする。

(8) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

失効した特許及び特許出願の回復

第 35 条 失効した特許の回復

(1) ある特許が所定の期間内又は第 30 条の規定に基づいて延長された期間内に更新手数料を納付しないという理由により効力を失った場合において、その回復申請があり、かつ、その不納付が故意によるものでないこと及びこの申請をし若しくは手続する際に不当な遅滞がなかったことを局長が納得するときは、局長は、命令によりその特許及び当該申請中に記載された追加の特許であって前記特許の失効により効力を失ったものを回復する。

(2) 本条の規定に基づく申請は、特許権者であった者又はその人格代表者によってすることができる。また、特許が 2 人以上の者により共有されるときは、その申請は、局長の許可を得てこれらの者のうち 1 人又は数人が他の者の参加を得ることなしにすることができる。

(3) 本条の規定に基づく申請には、更新手数料の不納付という結果を生じさせた事情を十分に説明する陳述書(所定の方法により認証すること)が含まれていなければならない。また、局長は、自己の必要と認めるその他の証拠を申請人に求めることができる。

(4) 局長は、申請人を(申請人がそのように求め又は局長が適切と認めるときは)聴聞した後に、本条の規定に基づく命令を発するため一応の証拠がある事案であることを納得するときは、公報によりこの申請を公告する。また、何人も所定の期間内に次の理由の何れか又は双方に基づいて局長にそれに対する異議を申し立てることができる。すなわち、

(a) 更新手数料の不納付が故意によるものであったこと、又は

(b) 当該申請をするについて不当な遅滞があったこと

(5) 前記期間内に異議が申し立てられるときは、局長は申請人にこれを通知し、かつ、事案を決定する前に申請人及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(6) 前記期間内に異議が申し立てられないか又は異議において局長の決定が申請人にとり有利なものである場合に、未納の更新手数料及び所定の割増料金の納付があったときは、局長は、当該申請に応じて命令を発さなければならない。

(7) 特許を回復すべき旨の本条の規定に基づく命令は、次のとおりとする。

(a) 局長が適切と認める条件に従うことを条件として、特に、特許登録簿への記入に関する本法の規定が遵守されなかった何れかの事項の前記登録簿への登録を命じる条件を含むものを付して、発することができる。かつ

(b) その特許が効力を失った日と本条の規定による申請の日との間において当該特許発明の利用を開始した者を保護するために定められる条項を含み又はそのような条項に従うものとする。

また、本条の規定による命令の条件が特許権者により遵守されなかったときは、局長は、その特許権者に聴聞を受ける機会を与えた後、その命令を取り消し、かつ、この取消に伴う指示であって自己が適切と認めるものを発することができる。

(8) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 36 条 特許証が捺印されない場合における出願の回復

(1) 特許証が第 27 条の規定により又はそれに基づいて捺印の請求のために許される期間内に所定の前記請求がされなかったという理由のみにより捺印されなかった場合において、特許出願人から申請があり、かつ、所定の前記請求の不履行が故意によるものでなかったこと及

びこの申請をするについて不当な遅滞がなかったことを局長が納得するときは、局長は、所定の前記請求が前記のとおりされなかったことに拘らず、その特許証に捺印することを命じることができる。

(2) 本条の規定に基づく申請は、所定の請求の不履行という結果を生じた事情を十分に説明する陳述書(所定の方法により認証すること)が含まれていなければならない。また、局長は、自己の必要と認めるその他の証拠を申請人に求めることができる。

(3) 局長は、(申請人が聴聞を求め又は局長が適切と認めるときに申請人を聴聞した後に)本条の規定に基づく命令を発する理由となる一応の証拠がある事案であることに納得するときは、公報によりその申請を公告する。何人も所定の期間内に所定の前記請求の不履行が故意によるものであったこと又はこの申請をするについて不当な遅滞があったことを理由として、局長にそれに対する異議を申し立てることができる。

(4) 前記期間内に異議が申し立てられるときは、局長は、申請人にこれを通知し、申請人及び異議申立人に事案を決定する前に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 所定の期間内に異議が申し立てられないか又は異議において局長の決定が申請人に有利なものである場合に、捺印請求について所定の手数料及び割増料金の納付があったときは、局長は、当該申請に応じて命令を発さなければならない。

(6) 特許証を捺印すべき旨の本条の規定に基づく命令は、所定の請求をすることについて第 27 条の規定により又はそれに基づいて許された期間が満了した日と本条の規定に基づく申請の日との間において当該発明の利用を開始した可能性のある者を保護するために定められる規定を含むものとし、又はそのような規定に従うものとする。

(7) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 37 条 完全明細書が受理されない場合における出願の回復

(1) 出願人が本法により又はそれに基づいて出願人に課される一切の要件を第 19 条により定める期間内又は同条若しくは第 93 条の規定に基づいて局長の許す延長期間内に遵守せず、従って出願が無効になるときは、その出願人は、その出願を回復すべき旨及び本法により又はそれに基づいて出願人に課される要件を履行する期間を局長の命令においてそれに関し指定される日まで延長すべき旨の命令については、所定の方法によりこれを局長に申請することができる。

(2) 前記各申請は、本法により又はそれに基づいて出願人に課される要件の不履行という結果を生じさせた事情の陳述書を含まなければならない。

(3) 前記の陳述書から出願人による不履行が故意によるものでなかったこと及び前記の申請をするについて不当な遅滞がなかったことが認められるときは、局長はその申請を公告する。また、何人も所定の期間内に特許庁に異議を申し立てることができる。

(4) 前記の申立があるときは、局長は、これを申請人に通知する。

(5) 所定の期間の満了後に局長は事案を審理し、次の何れかの命令を発する。

(a) その出願を回復すべき旨及び本法に基づいて出願人に課される要件を履行する期間を命令においてそれに関し指定される日まで延長すべきこと、又は

(b) 当該申請を却下すべきこと

(6) 本条の規定に基づく命令は、本法に基づいて出願人に課される一切の要件を履行するために第 19 条により定める期間及び同条若しくは第 93 条の規定に基づいて許される各延長期

間が満了した日と本条の規定による申請の日との間に特許出願の対象である発明を利用した者を保護するために定められる条項を含み又はその条項に従うものとする。

(7) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

明細書の補正

第 38 条 局長の許可による明細書の補正

(1) 第 40 条の規定に従うことを条件として、局長は、完全明細書の受理後はいつでも特許権者又は特許出願人によりされる本条の規定に基づく申請により、局長が適切と認める条件があればそれに従うことを条件として、完全明細書を補正することを許すことができる。

ただし、局長は、当該特許の侵害訴訟又は取消訴訟が裁判所に係属中である間にされる申請に対しては、本条に基づいて明細書を補正することを許してはならない。

(2) 本条の規定に基づく明細書の各補正許可の申請書には、補正案の内容が記載され、かつ、当該申請の理由が十分に説明されなければならない。

(3) 本条の規定に基づく明細書の各補正の許可を求める申請及び補正案の性質については、所定の方法によりこれらを公告する。

ただし、完全明細書の公告前に申請があった場合において、局長は、適切と認めるときは、本項に基づく公告をしなくともよく又はその公告を完全明細書が公告されるまで繰り延べるよう指示することができる。

(4) 本条の規定に基づく申請の公告後所定の期間内に何人も局長にそれに対する異議申立をすることができる。前記の期間内にこの申立があったときは、局長は、本条の規定に基づく申請をした者に通知し、事案を決定する前に前記の者及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

(6) 本条の規定については、ある特許付与に対する異議申立手続において又はあるクレームの侵害若しくは有効性に関する紛争が局長に付託される手続において行われる明細書の補正、又は他の明細書若しくは特許の引用を挿入すべきことを指示し若しくは特許付与を拒絶し若しくは特許を取り消すことを局長に授権する本法の規定に従って実行される明細書の補正には、これを適用しないものとする。ただし、当該明細書を局長の納得するように補正する場合は、この限りでない。

第 39 条 裁判所の許可による明細書の補正

(1) 特許の侵害訴訟又は取消訴訟において、裁判所は、第 40 条の規定に従うことを条件として、裁判所が適切と認める方法により、かつ、費用、公告その他に関する条件で完全明細書を補正することを命令により特許権者に許すことができる。また、裁判所は取消訴訟において当該特許を無効と判決するときは、これを取り消す代わりに本条の規定に基づいて明細書を補正することを許すことができる。

(2) 裁判所に対し本条の規定に基づく命令を求める申請があったときは、申請人は、局長にこれを通知する。局長は、出廷して聴聞を受ける権利を有し、また、裁判所から命じられるときは、出廷しなければならない。

第 40 条 明細書の補正に関する補則

(1) 完全明細書は、受理後において権利の部分放棄、訂正又は釈明という方法による場合を除き、補正することができない。また、この補正は、明らかな錯誤を訂正する目的の場合を除き、補正後に補正前の明細書において事実上開示されていない事項をクレーム若しくは記

述するという効果，又は補正後の明細書のクレームが補正前の明細書のクレームの範囲に全面的には該当しないという効果が生じるときは，許されないものとする。

(2) 完全明細書の公告日の後に明細書の補正が局長又は裁判所によって許可又は認可されるときは，特許権者又は出願人の明細書を補正する権利は，詐欺を理由とする場合を除き，争われることはないものとする。また，補正書は，すべての法廷において及び一切の目的のために当該明細書の一部を構成するものとみなす。

ただし，補正された明細書を解釈するに当たり，原公告に係る明細書を引用することができる。

(3) 完全明細書の公告日の後に明細書の補正が前記のとおり許可又は認可されたときは，当該明細書が補正された事実を，公報に公告する。

特許の取消及び放棄

第 41 条 裁判所による特許の取消

(1) 本法の規定に従うことを条件として、特許は、利害関係人の申請により裁判所が次の何れかの理由により取り消すことができる。すなわち、

(a) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、ニュージーランドにおいて付与されたより早い優先日を有する他の特許の完全明細書に含まれた有効なクレームにおいてクレームされていたこと

(b) 特許が本法に基づいてその特許を出願する権利を有さない者の出願に対して付与されたこと

(c) 特許が裁判所に取消申請をする者又はその権原前主の権利を侵害して取得されたこと

(d) 完全明細書の何れかのクレームの対象が本法で意味する発明でないこと

(e) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、ニュージーランドにおいてそのクレームの優先日前に知られ又は実施されたものに照らし新規性を有さないこと

(f) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、ニュージーランドにおいてそのクレームの優先日前に知られ又は実施されたものに照らし自明なものであり、進歩性を欠いていること

(g) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が、有用でないこと

(h) 完全明細書が発明及びそれを実施する方法を十分かつ適切に説明せず又は特許出願人が知り、かつ、その保護をクレームする権利を有した最善の実施方法を開示していないこと

(i) 完全明細書中の何れかのクレームの範囲が十分かつ明確に定義されていないこと又は完全明細書中の何れかのクレームが明細書に開示された事項を正確に基礎としていないこと

(j) 特許が虚偽の示唆又は主張により取得されたこと

(k) 削除

(1) 完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされている発明が(2)にいう以外の方法によりニュージーランドにおいて当該クレームの優先日前に秘密に実施されていたこと

(m) 特許が法に反して付与されたこと

(2) (1) (1)の適用上、次の発明の実施を斟酌してはならない。

(a) 合理的な試験又は実験のみを目的とする実施、又は

(b) 特許出願人又はその権原前主が発明を直接的若しくは間接的に政府機関若しくは政府機関から授権された者に伝達若しくは開示した結果としての、政府機関若しくは政府機関から授権された者による実施、又は

(c) 特許出願人又はその権原前主が発明を伝達若しくは開示した結果としての、かつ、その特許出願人又はその権原前主の同意も黙認もない、前記以外の何人かによる実施

また、(1) (e) 又は (f) の適用上、発明の秘密の実施を斟酌してはならない。

(3) (1) の規定を害することなく、次の申請があるときは、裁判所は特許を取り消すことができる。

(a) 政府機関からの申請で、合理的な条件により国務のため特許発明を製造、実施又は行使したいとする政府機関の要請に対し特許権者が正当な理由がないに拘らず応じなかったことを裁判所が納得するときは、又は

(b) 本項の規定がなければ本条の規定に基づいて申請することができないこととなる何人かによる申請。法務長官 (Attorney-General) の書面による同意が伴われていることを条件とする

(4) 特許の各取消理由は、特許の侵害訴訟において抗弁の理由とすることができる。

第 42 条 局長による特許の取消

(1) 特許証の捺印後 12 月以内にいつでも、特許付与に対する異議を申し立てなかった利害関係人は、特許付与に異議を申し立てることができた筈の理由の 1 以上に基づいて局長に特許付与の取消命令を申請することができる。

ただし、特許の侵害訴訟又は取消訴訟が裁判所に係属中であるときは、裁判所の許可がある場合を除き、本条の規定に基づく局長に対する申請をすることができない。

(2) 局長は、本条の規定に基づく申請があったときは、特許権者に通知し、かつ、事案を決定する前に申請人及び特許権者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(3) 本条の規定に基づく申請に対して、局長は、前記何れかの理由が立証されたことを納得するときは、無条件で又は命令において指定される期間内に完全明細書が自己の納得するように補正されない限り、特許を取り消すべき旨を命令により指示することができる。

ただし、局長は、第 21 条の規定に基づく異議申立手続において特許付与を拒絶するに当たり正当な事情がない限り、本条の規定に基づいて特許の無条件取消の命令を発することができない。

(4) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 43 条 特許の放棄

(1) 特許権者はいつでも局長宛ての通知により自己の特許を放棄することを申し出ることができる。

(2) 局長は、前記の申出があるときは、所定の方法によりこの申出を公告するものとし、その公告後所定の期間内に何れの利害関係人も当該放棄に対する異議を局長に申し立てることができる。

(3) 局長は、適法な異議申立があるときは、特許権者に通知する。

(4) 局長は(聴聞が望ましい場合は特許権者及び異議申立人を聴聞した後に)特許が適法に放棄されることを納得するときは、前記の申出を受理し、命令によりその特許を取り消すことができる。

(5) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

特許証の任意裏書

第 44 条 特許証の「実施許諾用意」裏書

(1) 特許証の捺印後はいつでも、特許権者はその特許証に「実施許諾用意」の文言を裏書することを求めて局長に申請することができる。また、局長は、この申請があるときは、その特許に正当な利害関係を有する者として登録簿に記入されている者にこれを通知し、前記の者に聴聞を受ける機会を与えた後にその特許権者が当該特許に基づくライセンスを許諾する行為を契約によって阻止されていないことを納得するときは、それに応じて当該特許証に裏書させるものとする。

(2) 特許証が本条の規定に基づいて裏書されるときは、

(a) 何人も、その後のいつでも、特許権者とライセンスを求める者との間に合意が成立しない場合にその何れかの者の申請により局長の裁定する条件で、その特許に基づくライセンスを取得する権利を与えられる。

(b) 局長は、その特許に基づくライセンスをその裏書前に取得した者の申請により、当該ライセンスを前記のとおり裁定された条件で裏書に基づいて許諾されるライセンスに代替するよう命じることができる。

(c) 被告が(商品の輸入以外の方法による)特許の侵害訴訟において前記のとおり局長の裁定した条件でライセンスを取得することを約束する場合は、被告に対し差止命令を一切発することができない。また、賠償金という手段により被告から回収することができる額があるときは、その額は、最先の侵害行為前に当該ライセンスが許諾されていたとする場合に実施権者としての被告が支払を要した筈である額の2倍を超えることができない。

(d) その裏書の日後に特許について納付を要する更新手数料は、当該特許証に前記のとおり裏書されていなかった場合に納付を要した筈である更新手数料の半額とする。

(3) 本条の規定に基づく特許証の裏書に基づいて許諾されるライセンスの実施権者は、(当事者間の契約で定められる条件を伴うライセンスに係るライセンス契約に別段の明示の定がない限り)特許の侵害行為を阻止するために訴訟を提起することを特許権者に求めることができる。また、前記のとおり要請された後2月以内に訴訟を提起することを特許権者が怠り又はこれを拒絶するときは、実施権者は、自己が特許権者であるものとして自己の名義で、かつ、特許権者を被告として、侵害訴訟を提起することができる。

ただし、被告として参加させられた特許権者は、出頭し、訴訟に参加しない限り、費用支払の義務を負わないものとする。

(4) 本条の規定に基づく特許証の裏書申請には特許権者が当該特許に基づくライセンスを許諾することを契約により阻止されていない旨の陳述書(所定の方法により認証されること)を含めなければならない。また、局長は、これ以外の証拠であって自己が必要と認めるものを申請人から求めることができる。

(5) 本条の規定に基づいてされる追加の特許証の裏書申請は、主発明に係る特許証の裏書申請としても取り扱うものとし、また、有効なある追加の特許証についての本条の規定に基づいてされる特許証の裏書申請は、追加の特許証の裏書申請としても取り扱うものとする。本条の規定に基づいて既に裏書されている特許証について追加の特許が付与されるときは、その追加の特許証もまた同様に裏書されるものとする。

(6) 本条の規定に基づく特許証の裏書は、すべて特許登録簿に記入され、かつ、公報、その

他裏書の実事を製造業者に周知させるのに望ましいと局長が認める方法により公告されなければならない。

(7) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第45条 第44条の規定に基づく裏書の取消

(1) 特許証が第44条の規定に基づいて裏書された後のいつでも、特許権者はその裏書の取消を局長に申請することができる。また、前記の申請がされ、かつ、特許証が裏書されなかった場合に納付を要した筈である一切の更新手数料残額が納付済みであり、かつ、当該特許に基づく現存するライセンスがないこと又は当該特許に基づくすべての実施権者が前記申請に同意していることを局長が納得するときは、それに応じて局長はその裏書を取り消すことができる。

(2) 特許証が前記のとおり裏書された後の所定の期間内に、自己が利害関係を有する契約により特許権者がその特許に基づくライセンスを許諾することを現に阻止されており、また、裏書の時に阻止されていたと主張する者は、局長にその裏書の取消を申請することができる。

(3) (2)の規定に基づく申請により、特許権者が前記のとおり現に阻止されており、また、阻止されていたと局長が納得するときは、局長は、その裏書を取り消さなければならない。また、そのとき特許権者は、特許証が裏書されなかった場合に納付すべきであった筈の一切の更新手数料残額に等しい金額を所定の期間内に納付しなければならない。当該金額が前記期間内に納付されないときは、前記期間の満了と共にその特許は効力を失うものとする。

(4) 特許証の裏書が本条の規定に基づいて取り消されるときは、特許権者のその後の権利義務は、当該裏書がされなかったものと同様とする。

(5) 局長は、本条の規定に基づく自己宛ての申請を所定の方法により公告しなければならない。また、この公告後所定の期間内に、次の者は取消に対する異議を局長に申し立てることができる。

(a) (1)の規定に基づく申請の場合は、利害関係人、及び

(b) (2)の規定に基づく申請の場合は、特許権者

(6) 前記の異議申立があるときは、局長は、申請人に通知し、かつ、事案を決定する前に申請人及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(7) 本条の規定に基づく追加の特許証の裏書の取消申請は、当該主発明に係る特許証の裏書の取消申請としても取り扱い、また、有効なある追加の特許についての特許証の裏書の本条の規定に基づく取消申請は、追加の特許証の裏書の取消申請としても取り扱うものとする。

(8) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

強制ライセンス等

第46条 強制ライセンス

(1) 特許証の捺印日から3年又は特許の日から4年の何れか遅い日を経過した後はいつでも、利害関係人は、(2)に掲げる何れかの理由により特許に基づくライセンスの許諾を裁判所に申請することができる。

(2) 本条の規定に基づいてライセンスを許諾することのできる理由は、ニュージーランドにおいて当該特許発明に係わる市場が供給を受けていないか又は合理的な条件で供給を受けていないということである。

(3) (4)、(5)、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、裁判所が(2)にいう理由の何れかが証明されたと納得するときは、当該申請に従って、裁判所の適切と考える条件によりライセンスを許諾すべき旨の命令を発することができる。

(4) 本条に基づいて許諾されるライセンスは、

(a) 非排他的であり、

(b) 当該特許発明の実施された事業の営業権と切り離して譲渡してはならず、

(c) 主としてニュージーランドにおける当該特許発明の供給に限定される。

(5) 本条に基づいて許諾されたライセンスについては、利害関係人から申請を受けて裁判所が当該ライセンス許諾の理由が存在しなくなったと納得したときは、裁判所はこれを終了させることができる。

(6) 本条に基づいて何人かにライセンスが許諾されたときは、その者は、その者と特許権者の間で合意した対価若しくは合意した方法により決定された対価、又は合意に至らないときは、その者若しくは特許権者の申請により裁判所が裁定した対価を特許権者に支払わなければならない。

(7) 本条に基づくライセンスについては、ライセンスを申請する者が、あらゆる合理的な手段をとったにも拘らず当該特許権者からライセンスを取得すること又は合理的な条件によりライセンスを取得することができなかつた場合でない限り、許諾しないものとする。

(8) 集積回路に関する特許の場合は、本条に基づいてライセンス許諾を受けることができないものとする。

第47条 削除

第48条 第46条の規定に基づく申請に対する権限の行使

第46条の規定に基づく申請に対する裁判所の権限は、発明者その他特許の受益者が当該発明の性質に照らして適切な対価を入手することを確保するために行使する。

第49条—第53条 削除

第54条 補則

(1) ライセンスを許諾すべき旨の本法に基づく如何なる命令も、他の執行手段を妨げることなく、当該命令に従ってライセンスを許諾する旨の特許権者及び他のすべての当事者が作成した証書としての効力を有する。

(2) 削除

(3) 第 46 条の規定に基づく申請に対しては、ニュージーランド及び何れかの条約国に適用される条約、協定、取極め又は約束の規定に反する命令は一切発することができないものとする。

国務のためにする特許発明の実施

第 55 条 国務のためにする特許発明の実施

(1) 第 58A 条から第 58C 条までの規定に従うことを条件とする他は、本法の他の如何なる規定に拘らず、政府機関及び政府機関から書面により授権された者は、国務のために特許発明を製造し、実施し、行使し、かつ、販売することができ、本項の規定に基づいて行われた如何なる行為も、当該特許の侵害とはならないものとする。

(2) 本条及び第 56 条の適用上、

(a) ニュージーランド以外の国の政府に対し、ニュージーランド政府と当該国の政府との間の協定又は取極めに従って、当該国の国防に必要とされる物品を供給するためにする発明の実施は、国務のためにする当該発明の実施であるものとみなす。

(b) 政府機関又は本条の規定に基づいて政府機関から授権された者が特許発明を製造し、実施し、行使し、かつ、販売する権限は、本条の規定により与えられた権限を行使することにより製造した物品であってその製造目的のためにはもはや必要でなくなったものを何人かに販売する権限を含む。

(c) 政府機関又は本条の規定に基づいて政府機関から授権された者の特許発明を販売する権限は、集積回路に関する特許の場合は、当該発明を一般公衆に販売することには及ばないものとする。

(3) 国又は政府機関が完全に若しくは略完全に独占権を有する企業からニュージーランドの一般公衆が十分な利便を享受するために特定の産業に従事する者又はその部類に属する者が特許発明を実施することを要するか又は望ましい旨を総督が枢密院令により宣言するときは、発明の前記実施は、本条並びに第 56 条及び第 57 条の適用上、国務のためにする実施であるものとみなす。

(4) 本条の規定により与えられた権限の行使により販売される物品の購買者及びこの者を通して権利を主張する者は、当該特許が国の代理で保有されているものと同じの方法によりその物品を処分する権限を有する。

第 56 条 政府による実施に関する第三者の権利

(1) 特許発明又は係属中の特許出願に係る発明の国務のためにする実施であって、

(a) 第 55 条の規定に基づいて政府機関若しくは政府機関から授権された者によるもの、又は

(b) ある政府機関の命令に従って特許権者若しくは特許出願人によるものについては、

本法施行の前後を問わず、特許権者若しくは特許出願人又はその承継人若しくは権原前主と政府機関以外の者との間に締結されたライセンス許諾、譲渡その他の契約の条項は、これらの条項が当該発明の実施若しくはこれに関するひな形、書類若しくは情報を制限若しくは規制し又は前記実施に関する支払若しくはこれに関し算定された支払を定めるものである限り、第 58A 条及び第 58C 条の規定に従うことを条件として、効力を有さないものとする。また、前記実施に係るひな形若しくは書類の複製又は公表は、当該ひな形若しくは書類に存在する著作権の侵害を構成するものとはみなさない。

(2) - (4) 削除

第 57 条 政府による実施に関する紛争の付託

(1) 第 55 条の規定により与えられる権限の政府機関又は政府機関から授権された者による行使に関する紛争又は前記規定に基づく国務のためにする発明の実施の条件に関する紛争は、裁判所規則で定める方法により当該紛争の何れかの当事者がこれを裁判所に付託することができる。

(2) 本条の規定に基づく訴訟手続であつて政府機関が当事者であるものにおいては、その政府機関は、次のとおりすることができる。

(a) 特許権者がその訴訟の当事者であるときは、第 41 条の規定に基づいて特許を取り消すことができる何れの理由によつても前記特許の取消を申請すること

(b) また、何れの場合においても、その特許の取消申請をせずに、その特許の有効性を争うこと

(3) 本条の規定に基づいて裁判所へ付託された紛争を決定するに当たり、裁判所は、次の事項を考慮しなければならない。

(a) 特許発明の特許権者が政府機関又は政府機関から授権された者から当該発明に関して直接的又は間接的に受領し若しくは将来受領することができる利益又は補償、及び

(b) 当該特許発明の性質に照らして当該特許権者に合理的な対価を受領させることを確保する必要性

(4) 本条の規定に基づく訴訟において、裁判所はいつでも手続の全部又はその手続において生じた事実問題若しくは争点を裁判所が指示する条件により特別若しくは公認の調停人又は仲裁人に付託するよう命じることができる。また、本条の前規定において裁判所というときは、それに応じて解釈しなければならない。

第 58 条 緊急事態中の国による実施に関する特則

第 58A 条から第 58C 条までの規定に従うことを条件として、第 55 条の規定に基づいて政府機関又は政府機関から授権された者がある発明を行使することができる権限は、その政府機関が、次のことのために必要又は便宜であると認める何らかの目的をもって、発明を製造、実施、行使及び販売する権限を含む。

(a) ニュージーランドの安全又は国防が害されないようにすること、又は

(b) 2002 年民間防衛非常事態管理法に基づいて布告される非常事態の間、権限行使及び民間防衛非常事態管理の実施について助力すること

第 58A 条 第 55 条に基づく権利の性質と範囲

(1) 第 55 条に基づく特許発明を実施する権利は、次のとおりである。

(a) 非排他的であり、

(b) 当該特許発明の実施された事業の営業権と切り離して譲渡をしてはならず、

(c) 同条(2)(a)の規定に拘らず、同条の規定に基づいて政府機関又は政府機関から授権された者による主としてニュージーランドにおける当該特許発明の供給に限定される。

(2) 第 55 条に基づく特許発明を実施する権利については、利害関係人から申請があり、当該特許発明を実施する権利を生じさせた事情が存在しなくなり、かつ、再び生じる虞がないことを裁判所が納得する場合は、これを終了させることができる。

(3) 第 58 条の規定の適用される場合を除き、第 55 条に基づいて特許発明を実施する権利は、

政府機関に属するか、又は第 55 条に基づいて政府機関から授権された者であって当該特許発明を合理的な条件により実施することに対して当該特許権者の同意を得るためにあらゆる合理的な手段を先ずとったにも拘らず合理的な期間内に前記同意を得るに至らなかった者に属する。

第 58B 条 所有者に対する通知義務

(1) 第 55 条に基づいて政府機関により又は政府機関の授権を得て特許発明の実施がされる場合は、当該政府機関は、当該特許発明の実施を開始した後できる限り速やかに当該特許権者にその旨の通知をし、かつ、当該実施の程度につき特許権者が随時必要とする情報を提供しなければならない。

(2) 特許権者へ通知し又は情報を開示することが、ニュージーランドの安全又は国防を害することになるか又は害することになると合理的に予想されるときは、(1)の如何なる規定も、政府機関に対しそうすることを一切求めないものとする。

第 58C 条 特許権者の対価を受ける権利

第 55 条の規定に基づいてある行為のなされた場合は、政府は、政府と当該特許権者の間で合意した対価若しくは合意した方法によって決定した対価、又は合意に至らないときは、第 57 条の規定に基づいて裁判所が裁定した対価を当該特許権者に支払わなければならない。

先行性等

第 59 条 先の公表

(1) 完全明細書においてクレームされる発明は、その発明が、次の書類中でニュージーランドにおいて公表されたという理由のみによっては、先行されたものとみなさない。

(a) ニュージーランドにおいてされた特許出願手続において提出され、かつ、前記明細書の提出日前 50 年を超える日付を有する明細書、又は

(b) 前記の提出日前 50 年を超えてされたニュージーランド以外の国における保護出願に係る明細書であってその発明を記載したもの、又は

(c) 局長若しくはニュージーランド以外の国の政府の権限に基づいて公表された前記明細書の抄録又は要約書

(2) 以下の規定に従うことを条件として、完全明細書においてクレームされる発明は、その特許権者又は特許出願人が、次のことを証明するときは、その明細書に関連したクレームの優先日よりも前にその発明が公表されたという理由のみによっては、先行されたものとみなさない。

(a) 公表された事項が、その者から又は(その者が真実かつ最先の発明者でない場合は)その者の権原前主から窃取されたものであって、その者若しくはその権原前主の同意を得ないで公表されたこと、及び

(b) その特許権者若しくは特許出願人又はその権原前主がその特許出願日前又は(条約出願の場合)ある条約国における保護出願前にその公表を知った場合に、その出願又は場合に依りて条約国での出願が、その後合理的に可能な限り速やかにされたこと

ただし、その特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主、又はその特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主の同意を得た他人が、その発明を合理的な実験目的以外の目的で、ニュージーランドにおいて当該クレームの優先日前に業として実施していたときは、本項の規定を適用しない。

(3) 真実かつ最先の発明者である者又はその権原取得者が特許出願手続において完全明細書を提出するときは、当該明細書においてクレームされた発明は、同一発明に係り前記の者の権利に違反してされた他の特許出願があるという理由のみによって、又は当該他の出願の出願日後に前記の者の同意を得ないで当該他の出願に係る出願人若しくは当該他の出願に係る出願人がその発明を開示した結果として何れかの他人がその発明を実施若しくは公表したという理由のみによっては、先行されたものとみなさない。

(4) 本法の如何なる規定にも拘らず、明細書においてクレームされた発明の先行性が本条の効力により構成されない事情がある場合は、局長は、この事情のみを理由としては完全明細書の受理又は特許の付与を拒絶してはならず、また、特許を取り消さず又は無効としないものとする。

第 60 条 先の伝達、展示又は実施

(1) 完全明細書においてクレームされる発明は、その発明若しくはその実体を調査するため政府機関若しくは政府機関から授権された者にこれを伝達したこと又は調査目的のために前記伝達をした結果ある事項がされたことのみを理由に、先行されたものとはみなさない。

(2) 完全明細書においてクレームされる発明は、次のことのみを理由としては、先行された

ものとはみなさない。

(a) 公報により局長が告示した国際博覧会若しくは産業博覧会(その博覧会がニュージーランドにおいて開催されるか外国において開催されるかを問わない)に、真実かつ最先の発明者の同意を得てその発明が展示され、又は前記博覧会の目的のためその開催地において真実かつ最先の発明者の同意を得てその発明が実施され、又は

(b) 前記博覧会においてその発明が展示又は実施された結果その発明の説明が公表され、又は

(c) 前記博覧会においてその発明が展示又は実施された後及びその開催期間内に真実かつ最先の発明者の同意を得ないで何人かがこれを実施し、又は

(d) その発明が記述された書類が学術団体の面前で真実かつ最先の発明者により朗読されたか又は当該発明者の同意を得て前記学術団体の会報に公表されたこと

ただし、真実かつ最先の発明者又はその権原取得者がその博覧会の開会日後又は場合に依りて前記書面の朗読若しくは公表後 6 月以内に、これについて特許出願をすることを条件とする。

(3) 完全明細書においてクレームされる発明は、その明細書の関係クレームの優先日前 1 年以内の何れかのときに、その発明がニュージーランドにおいて公然と次の者により実施されたという理由のみによっては、先行されたものとはみなさない。

(a) 特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主、又は

(b) 特許権者から若しくは特許出願人から若しくはその権原前主から同意を得た何れかの他人

ただし、その実施が合理的な試験目的でされたこと及びその発明の性質に照らし前記目的で公然に実施することが合理的に必要であったことを条件とする。

(4) 本法の如何なる規定にも拘らず、明細書においてクレームされた発明の先行性が本条の効力により構成されない事情がある場合は、局長は、この事情のみを理由としては完全明細書の受理又は特許の付与を拒絶してはならず、また、特許を取り消さず又は無効としないものとする。

第 61 条 仮明細書又は外国出願後の実施及び公表

(1) 仮明細書を添付された出願又は第 9 条 (4) の規定に基づく指示に従って仮明細書として取り扱われる明細書が添付された出願手続において完全明細書の提出又はその手続がされるときは、本法の如何なる規定にも拘らず、仮明細書又は前記のとおり仮明細書として取り扱われた明細書に記載される何らかの事項が前記明細書の提出日後の何れかのときに実施又は公表されたという理由のみによっては、局長は、当該特許の付与を拒絶してはならず、また、当該特許を取り消さず又は無効としないものとする。

(2) 完全明細書が条約出願手続において提出されるときは、本法の如何なる規定にも拘らず、条約国において保護出願中に開示された事項であって当該条約出願の基礎となるものが前記保護出願の出願日後の何れかのときに実施又は公表されたという理由のみによっては、局長は、特許の付与を拒絶してはならず、また、特許を取り消さず又は無効としないものとする。

第 62 条 窃取の場合における優先日

他の出願手続において提出された完全明細書においてクレームされている発明を対象にして

いた特許出願がある場合に、次のときは、局長は、完全明細書のクレームの優先日に関する本法の規定の適用上、前記他の出願につき訴訟手続において関係書類が提出された日又は提出されたとみなされた日に、前記の特許出願及びこの手続において提出された明細書が提出されたものとみなす旨を指示することができる。

(a) 第 21 条(1)(a)に掲げる理由により当該他の出願手続において特許を付与することを局長が拒絶したとき、又は

(b) 当該他の出願手続において付与された特許が第 21 条(1)(a)又は第 41 条(1)(c)に掲げる理由により裁判所又は局長が取り消したとき、又は

(c) 第 21 条又は第 42 条の規定に基づく訴訟手続において当該発明が関係出願人又は特許権者により何れかの他人から窃取された旨を局長が認定した結果当該発明に係るクレームが削除されて当該他の出願手続において提出された完全明細書が補正されたとき

発明に関する権利についての雑則

第 63 条 特許の共有

(1) 本法の施行後 2 人以上の者に特許が付与されるときは、その各人は別段の契約が効力を有さない限り、当該特許につき不可分の相等しい持分を有する。

(2) 本条及び第 64 条の規定に従うことを条件として、2 人以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されるときは、その各人は、別段の契約が効力を有さない限り、自己の利益のため他人に諮らずに自ら又は自己の代理人を介してその特許発明を製造、実施、行使及び販売することができる。

(3) 第 64 条の規定及び現に効力を有する契約に従うことを条件として、ある特許に基づいてライセンスを許諾し又はある特許に対する持分を譲渡することは、実施許諾者又は特許持分の譲渡人以外であって特許の被付与者又は所有者として登録されているすべての者の同意なしには、できないものとする。

(4) 特許の被付与者又は所有者として登録されている 2 人以上の者の 1 人が特許物品を販売する場合に、購買者及びこの購買者を通して(権利を)主張する者は、前記特許物品を単独の特許権者が販売していたのと同じの方法によりそれを処分することができる。

(5) 本条の規定に従うことを条件として、動産の所有及び移転に一般的に適用される法の規定は、それが他の無体財産に関して適用されるのと同様に特許に関しても適用されるものとする。また、(1)及び(2)の如何なる規定も、受託者間又は死者の人格代表者間における相互の権利義務及び受託者又は人格代表者として有する権利義務に一切影響を及ぼさないものとする。

第 64 条 共有者に指示を発する局長の権限

(1) 2 人以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されている場合において、その何れかの者から所定の方法で局長宛に申請があったときは、局長は、その申請に応じて、当該特許若しくはこれに関する何らかの権益の売却若しくは賃貸、当該特許に基づくライセンスの許諾又は第 63 条の規定に基づく何らかの権利の行使につき適切と考える指示を発することができる。

(2) 特許の被付与者又は所有者として登録されている者のうちの何人かが前記のとおり登録されている他の何れかの共有特許権者から本条の規定に基づいて発せられた命令を実行するために必要な証書の作成若しくはその他行動をとるべき旨を書面で請求されてから後 14 日以内にそれを作成せず又はその他の行為を実行しない場合に、前記他の何れかの共有特許権者が所定の方法で局長宛てに申請したときは、局長は、前記懈怠した者の名義で、かつ、その者の代理で前記証書を作成し又は前記行為を実行する権限を何人かに付与するべき旨の指示を発することができる。

(3) 本条の規定に基づく申請に応じて指示を発する前に、局長は、次の者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(a) (1)の規定に基づく申請の場合は、特許の被付与者又は所有者として登録されている他の者

(b) (2)の規定に基づく申請の場合は、懈怠した者

(4) 本条の規定に基づく局長の決定又は命令に対しては、裁判所に上訴することができる。

(5) 本条の規定に基づいて、受託者間又は死者の人格代表者間における相互の権利義務又は受託者又は人格代表者として有する権利義務に影響を及ぼす命令を一切発することはできない。

第 65 条 従業者の発明に関する紛争

(1) 使用者と現にその従業者である者若しくは重要な時点で従業者であった者との間に、その従業者が単独で若しくは他の従業者と共同でした発明につき又はその発明に対し付与された特許若しくは付与されるべき特許につき当事者の権利に関して紛争が生じたときは、局長は、前記当事者の何れかから所定の方法で自己宛に申請があり、また、その各人に聴聞を受ける機会を与えた後に、その紛争に係る事項を決定し、かつ、自己の決定に便宜であるとみなす効力を生じさせるための命令を発することができる。

ただし、局長は、本条の規定に基づく申請により、紛争に係る事項が裁判所によって一層適切に決定される筈であることを認めるときは、当該事項の処理を拒絶することができる。

(2) 使用者と現にその従業者である者若しくは重要な時点で従業者であった者との間の裁判所に係属する訴訟において、又は(1)の規定に基づく局長宛ての申請により、裁判所又は局長は、当事者の 1 人又は他の者がその他の者を排除して従業者のした発明の利益を享受する正当な権利を有することを納得しない限り、当該発明の利益及びこれに対し付与された特許又は付与されるべき特許の利益を裁判所又は局長の公正と認める方法で前記の者の間に配分すべきことを命令により定めることができる。

(3) 本条の規定に基づく局長の決定は、当事者とそれら当事者の下で権利主張する者との間においては裁判所の判決と同一の効力を有する。

(4) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 66 条 一定の制限的条件の回避

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許物品若しくは特許方法により製造される物品の販売若しくは賃貸に係る契約、又は特許物品若しくは特許方法の使用若しくは実施のためのライセンスに係る契約、又は前記の何らかの販売、賃貸若しくはライセンスに係わる契約の何らかの条件については、次の趣旨のものである限り、無効とする。

(a) 特許物品若しくは特許方法により製造される物品以外の物品を販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指定者から取得することをその購買者、賃借人若しくは実施権者に請求し、又は前記の物品を特定の者から取得することを前記の者に禁じ、又は販売者、賃貸人、若しくは実施許諾者又はその被指定者以外の者から取得することを前記の者に禁じるもの

(b) 販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指定者により供給されない物品(特許物品であるか否かを問わない)を使用すること、又は販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指定者に属さない何らかの特許方法を実施することを購買者、賃借人若しくは実施権者に禁じ、又は前記の物品若しくは方法を使用し実施する購買者、賃借人若しくは実施権者の権利を制限するもの

(2) 何人かを被告とする特許の侵害訴訟において、その侵害行為の当時、原告により又はその同意を得て締結された当該特許に係る契約であって本条の規定により無効とされる条件を含むものが効力を有していた事実が証明されるときは、これをもって抗弁とすることができる。

(3) 契約の条件は、次のときは、本条の規定により無効とされないものとする。

(a) その契約の締結当時に販売者、賃貸人若しくは実施許諾者がその契約に規定される合理的な条件で、かつ、(1)にいう条件なしに、当該物品を販売若しくは賃貸し又は当該物品若しくは場合に応じて方法を使用又は実施するためのライセンスを購買者、賃借人又は実施権者に許諾する用意があったとき、及び

(b) 購買者、賃借人又は実施権者が、相手方に対して3个月前に書面で予告することにより、かつ、大臣の任命する仲裁人の定める補償金(購買の場合は一括払、及び賃借又はライセンスの場合はその契約の存続期間の残存部分に対する賃借料又はロイヤルティ)を支払うことにより、前記の条件を遵守する義務から解除される権利を当該契約に基づいて有するとき

(4) 訴訟において、ある契約の条件が本条の規定により無効であることが主張されるときは、(3)(a)にいう事項を証明する責任は、販売者、賃貸人又は実施許諾者にあるものとする。

(5) ある契約の条件は、それが特定の者の供給する以外の商品を販売することを何人かに禁じるという理由のみによって、又は特許物品の賃貸契約若しくは使用のライセンス契約の場合は、それが特許物品を修理し若しくは修理しておくために必要なその新規部品を供給する権利を賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指定者に保留しているという理由のみによって、本条の規定により無効とされることはないものとする。

第67条 一定の契約の終結

(1) 特許物品の販売若しくは賃貸契約、特許物品若しくは特許方法の製造、使用又は実施のためのライセンス契約、又は前記の販売、賃貸若しくはライセンスに関する契約であって本法施行の前後を問わずに締結されたものは、この契約の締結当時当該物品又は方法を保護していた当該特許又はすべての当該特許が効力を失った後はいつでも、また、当該契約又はその他の契約中の如何なる別段の条項に拘らず、相手方当事者に対して3个月前に書面で予告することにより何れの当事者からも終結させることができる。

(2) 本条の規定は、契約を解除する権利であって本条の規定とは無関係に行使することができる権利を害するものではない。

侵害訴訟等

第 68 条 侵害に基づく損害の賠償に対する制限

(1) 特許の侵害訴訟において、被告がその侵害行為の日に当該特許の存在することを知らなかったこと又は当該特許の存在することを推定する合理的な理由を有さなかったことを証明するときは、被告に損害の賠償又は不当利得の返還を命じることができない。また、「PATENT」、「PATENTED」その他当該物品につき特許が取得された旨を明示的に又は黙示的に示す語がその物品に使用されているという理由のみによっては、前記のとおり知り又は前記のとおり推定する合理的な理由を有したものとみなさない。ただし、前記の語に「NEW ZEALAND」の語又は「N. Z.」の文字及びその特許の番号が付されている場合は、この限りでない。

(2) 特許の侵害訴訟において、裁判所は、適切である場合は、所定の期間内に更新手数料を納付することを懈怠した後であって前記の期間が延長される前に犯された侵害行為についての損害賠償を裁定することを拒絶することができる。

(3) 明細書の公告後に本法に基づいて権利の部分放棄、訂正又は釈明という方法による明細書の補正が許可されたときは、その補正の許可処分前における当該発明の実施に係る訴訟においては、損害賠償を一切裁定することができない。ただし、裁判所が原公告に係る明細書が善意で、かつ、合理的な熟練及び知識により作成されたことを納得する場合は、この限りでない。

(4) 本条の如何なる規定も、特許の侵害訴訟において差止命令を発する裁判所の権限に一切影響を及ぼさないものとする。

第 68A 条 方法特許の侵害の立証責任

(1) 特許を付与されている発明が新規な製品の取得方法であるときは、当該特許権者又は当該特許権者の実施権者以外の者により製造された同一製品は、別段の証明がされない限り、如何なる特許の侵害訴訟においても前記方法によって取得されたものと解釈しなければならない。

(2) (1)の規定を適用するに当たり、裁判所は、そうすることが合理的でないと認めるときは、何人に対しても製造上の又は商業上の秘密の開示を命じることができない。

第 68B 条 規制上の審査の例外

何らかの製品の製造、構築、使用、又は販売を規制するニュージーランドの法律又は他の国の法律に基づいて必要な情報の解明及び提供に合理的に関係する実施のためのみに、ある者が当該発明を製造、実施、行使、又は販売することは特許の侵害とならない。

第 69 条 侵害訴訟における不当利得の返還命令

特許の侵害訴訟において、原告は自己の選択により損害賠償に代え不当利得の返還を求めることができる。

第 70 条 侵害訴訟における取消を求める反訴

特許の侵害訴訟における被告は、第 41 条 (3) (b) の規定に基づく法務長官の同意を得ないで裁判所規則の規定に従い反訴することによって特許の取消を求める申請をすることができる。

第71条 一部有効な明細書の侵害に対する救済

(1) 特許の侵害訴訟において、明細書の何れかのクレームであって侵害されたと主張されるものが有効であるが他のクレームは無効である事実が認められるときは、裁判所は、その侵害を受けた有効なクレームにつき救済を付与することができる。

ただし、裁判所は、(2)にいう事情がある場合を除き、損害の賠償、不当利得の返還又は費用の弁償という方法による救済を付与することができない。

(2) 特許が1940年1月1日前の日付を有するとき、又は、無効なクレームが善意で、かつ、合理的な熟練及び知識により作成されたことを原告が証明するときは、裁判所は、費用の弁償及び損害賠償額の起算日に関する裁判所の裁量権に従うことを条件として、侵害に係る有効なクレームにつき救済を付与することができる。

(3) (1)又は(2)の規定に基づく救済措置の条件として、裁判所は、第39条の規定に基づいて明細書の補正を目的とする申請があったときに当該明細書がその納得するように補正されるよう指示することができる。また、それに応じて、前記の申請は、当該訴訟における他の一切の争点が解決されたか否かを問わず、することができる。

(4) 1940年1月1日より前の日付を有する特許については、第68条(3)の如何なる規定に拘らず、本条の規定は効力を有する。

第72条 排他的実施権者による侵害訴訟

(1) 本条及び第85条の規定に従うことを条件として、ある特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、ライセンスの日の後に犯された当該特許の侵害につき特許権者と同様に訴訟を提起する権利を有する。前記の訴訟において裁判所は、損害賠償を裁定し又はその他の救済を付与するに当たり、排他的実施権者の排他的実施権者として被った損失若しくは被る虞のある損失、又は場合に応じて当該侵害が当該排他的実施権者の排他的実施権者としての権利の侵害を構成する侵害により得た不当利得を考慮しなければならない。

(2) 本条の規定により排他的ライセンスの所有者の提起した訴訟において、特許権者は、その訴訟に原告として参加しない限り、被告として参加しなければならない。

ただし、前記のとおり被告として参加させられる特許権者は、訴訟で抗弁しない限り、費用弁償の責を負わないものとする。

第73条 明細書の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所における訴訟において、ある明細書の何れかのクレームの有効性が争われ、かつ、そのクレームが有効であると裁判所が認定したときは、その裁判所は、当該クレームの有効性が前記の訴訟において争われた事実を証明することができる。

(2) 前記の証明書が交付された場合において、次いでその特許の侵害訴訟又は取消訴訟が裁判所に係属し、前記特許の有効性に依存する当事者に勝訴の最終命令又は判決があるときは、その当事者は、裁判所が別段の指示をしない限り、前記の証明書に係るクレームに関する弁護士と依頼人との間に通常生じる費用の弁償を受けることができる。

ただし、本項の規定は、前記の訴訟における上訴の費用には適用されないものとする。

第74条 理由を欠く侵害訴訟の脅迫に対する救済

(1) (特許若しくは特許出願の権利者又は利害関係人であるか否かを問わず)何人かが回状、

広告その他により特許の侵害訴訟を提起する旨他人を脅迫するときは、それによる被害者は、(2)にいう救済措置を求めるため、前記の脅迫者を相手方として訴訟を提起することができる。

(2) 本条の規定により提起された訴訟において、被告が、訴訟提起の脅迫に係る行為が特許の侵害、若しくは原告が無効であることを証明していない完全明細書中のクレームに関しその完全明細書の公告から生じる権利の侵害を構成するか又は実行された場合は構成する筈であることを証明しない限り、原告は次の救済を受ける権利を有する。すなわち、

(a) その脅迫は不当である旨の宣言、及び

(b) その脅迫の続行の差止命令、及び

(c) 被った損害があるときは、その賠償

(3) ある特許の存在の単なる通知は、本条の意味における訴訟提起の脅迫を構成しないことを本条により疑義を払拭するために宣言する。

(4) 第85条の規定に基づいて発する通知は、本条の意味における訴訟の脅迫を構成しないことを本条により宣言する。

第75条 非侵害を宣言する裁判所の権限

(1) ある方法の何人かによる実施又はある物品の何人かによる製造、使用若しくは販売が特許のクレームの侵害を構成しないか又は構成しない筈であるとの宣言は、前記の者と特許権者又は当該特許に基づく排他的ライセンスの所有者との間に係属する訴訟において、次のことが明らかにされるときは、当該特許権者又は実施権者が別段の主張をしていなかったに拘らず、裁判所は、これを行うことができる。

(a) 原告が主張された宣言の趣旨に該当する確認書を交付するよう特許権者又は実施権者に書面により請求し、かつ、当該方法又は物品の完全な詳細を特許権者又は実施権者に提供していたこと、及び

(b) 原告が請求に係る宣言についての意見を求めるに当たり特許権者又は実施権者の負担する費用につき適切な金額を支払うことを約束していたこと、及び

(c) 特許権者又は実施権者が前記確認書の交付を拒絶若しくは無視していたこと

(2) 本条の規定により前記宣言を求めて提起された訴訟手続において当事者全員が負担する費用は、裁判所の裁量によって定めるものとする。

(3) ある特許明細書のクレームの有効性の有無は、本条の規定により提起された前記宣言を求める訴訟手続において争点とはしないものとする。従って、特許の場合に前記宣言を言い渡すこと又は拒絶することは、当該特許が有効であることを意味するものとはみなさない。

(4) 前記宣言を求める訴訟は、特許出願手続において提出される完全明細書の公告日後はいつでも本条の規定により提起することができ、本条において特許権者というときは、それに応じて解釈しなければならない。

第76条 法務長官は特許訴訟に出廷することができる

(1) 法務長官は、公益に影響を及ぼし又は影響を及ぼす虞があると認めるときは、次のすべての事項又は何れかの事項を実行することができる。

(a) 何れかの特許の有効性を争点とする訴訟を提起すること

(b) 第74条の規定に基づいて提起された訴訟において原告側に参加すること

(c) 何れかの特許の取消を申請すること

(d) 特許の付与，存続期間の延長，補正若しくは取消につき，又は特許の有効性が争点となるときは，特許に基づくライセンスの設定，特許証への「実施許諾用意」の文言の裏書につき，又は非侵害の宣言につき，裁判所若しくは局長に係属する手続に出廷し，聴聞を受け，かつ，自己がその手続の当事者であるものとして，自己が望ましいと認める措置をとること

(e) 当該当事者の代理で，かつ，その同意を得て，前記のとおり出廷し，聴聞を受ける手続に参加し，その手続の管理及び遂行を引き受けること

(2) 裁判所又は局長に係属する手続(第 16 条の規定に基づく手続以外のもの)において，特許の有効性を争おうとする者は，聴聞の少なくとも 21 日前に法務次官(Solicitor-General)にその意思を通知しなければならない。また，自己及び相手方当事者が当該手続において提出した書類であつて法務次官の請求するものの写しを法務次官に提供しなければならない。

(3) 本条の規定に従つて法務長官の出廷する手続において，法務長官への支払又は法務長官による負担に対する費用は，裁定することができる。

国際協定等

第 77 条 条約国に関する枢密院令

ニュージーランドが当事国であるか又はニュージーランドに適用される国際協定又は取極めに効力を生じさせる目的で、総督は、当該協定又は取極めの当事国であるか又は当該協定又は取極めが適用される同令に指定の統一体(国家、国家の一部、その国際的關係に関して国家が責任を有する領域、政治同盟、国際機関、又は他の統一体であるか否かを問わない)を、本法のすべての又は何れかの規定の適用上、条約国である旨を枢密院令により宣言することができる。

第 78 条 条約出願に関する補則

(1) ある者が、

(a) 2 以上の条約国の間に存在する条約の規定に従えばこれらの国の何れか 1 国に適法にされた出願と同等な出願、又は

(b) 何れかの条約国の法令に従えば当該条約国に適法にされた出願と同等な出願によって、発明の保護を出願するときは、その者は、本法の適用上、当該条約国に出願をしたものとみなす。

(2) 本法の適用上、何れの事項も、それがあつた条約国における保護出願において又はその出願と同時に当該保護出願人が提出した出願を支持する書類において、(権利の部分放棄又は先行技術の承認という方法以外で)クレームされ若しくは開示されたときは、当該保護出願において開示されたものとみなす。ただし、前記の書類中に開示された何れの事項についても、その書類の写しが条約出願と共に又は条約出願の出願後所定の期間内に特許庁に提出されない限り、斟酌されないものとする。

第 79 条 船舶、航空機及び陸上車輛に関する特則

ある条約国に登録されている船舶若しくは航空機又は前記の国に通常居住する者の所有する陸上車輛が一時的に又は偶発的にのみニュージーランド(その領海を含む)に入るときは、ある発明に対する特許により付与された権利は、次の発明の実施によって侵害されるものとはみなさない。

(a) その船舶上において、かつ、その現実の需要を満たすためにのみ、その船舶の船体若しくは機械、船具、装置その他の附属物においてされるもの、又は

(b) 航空機若しくは陸上車輛又はその附属物の構造若しくは操作においてされるもの

第 80 条 一定の条約出願についての期間延長

(1) 総督は、本条の規定により又はそれに基づいて制定される規定と実質的に同等の規定が何れかの条約国の法令に基づいて既に制定されており又は将来制定されることを納得するときは、第 7 条 (2) ただし書に規定する期間が当該規則により定める期間内に満了する何れの場合においても、前記条約国において保護が出願された発明の特許について同条同項の規定に基づいて出願する期間を延長する権限を局長に与える規則を枢密院令により制定することができる。

(2) 本条の規定に基づいて制定される規則は、

(a) 情報若しくは物品の供給又は相互交換に関する協定又は取極めがニュージーランド政府と条約国政府との間に締結されていたときは、当該発明が前記協定又は取極めに従って伝達されていない限り、本条の規定に基づいて期間延長を許さないことを、一般的に又は規則において定める何れかの事例において、規定することができる。

(b) 一般的に又は規則において定める何れかの事例において、本条の規定に基づいて許すことができる最長延長期間を定め、本条の規定による出願に対し付与される特許の存続期間の縮減を規定し、かつ、(第 115 条の如何なる規定に拘らず)前記特許の更新手数料の納付時期及びその額を変更することができる。

(c) 本条の規定によりされる出願に関連する特別の手続を規定し又は許すことができる。

(d) 本条の規定によりされた出願に関連し、何らかの行為をするために本法の前記規定により又はそれに基づいて限定された期間を、規則により又はそれに基づいて定める条件があればそれに従うことを条件として、延長する権限を局長に与えることができる。

(e) 本条の規定による出願に対し付与される特許により与えられる権利が、規則により又はそれに基づいて定める制限若しくは条件に従うことを保証し、特に、(a)にいう協定又は取極めに従って伝達された以外の結果として、争点となっている出願の出願日より前に又は規則により許されるこれより遅い日の前に当該発明を製造、実施、行使若しくは販売し又はこれに関する特許を出願した者(国のために行動する者を含む)を保護することを目的とする制限及び条件に従うことを保証する規定を設けることができる。

第 81 条 国際協定に基づいて伝達された発明の保護

(1) 本条の規定に従うことを条件として、ある発明が情報若しくは物品の供給又は相互交換に関するニュージーランド政府と何れかの他国の政府との間に締結される協定又は取極めにより伝達された場合は、総督は、枢密院令により次のことを保証するために規則を制定することができる。

(a) 当該発明を伝達した者又はその人格代表者若しくは譲受人がする特許出願は、当該発明が前記のとおり伝達されたことのみを理由として、又はその伝達の結果次が行われたことのみを理由としては、有害な影響を受けないものとし、また、前記の出願に付与された特許は無効としないこと

(i) 当該発明が公表、製造、実施、行使若しくは販売され、又は

(ii) 特許出願が何れかの他人によりされた、若しくはその他人の出願に特許が与えられた。

(b) 前記の伝達がされた結果される特許出願は拒絶することができ、また、その出願に付与した特許を取り消すことができること

(2) (1)に基づいて制定される規則は、ある発明の公表、製造、実施、行使若しくは販売又はその発明についての特許の出願が当該規則により定める事情の下において、かつ、当該規則により定める条件又は例外に従うことを条件として、前項にいう伝達の結果であると推定されるべきことを規定することができる。

(3) 本条の規定に基づく総督の権限は、それが何れか他国の政府によりニュージーランド政府に自己の発明が伝達される者の利益のため行使可能である限りにおいては、総督がニュージーランド政府により当該他国の政府に自己の発明が伝達される者の利益のために当該他国の法令に基づいて実質的に同等の規定が制定されており又は将来制定されることを納得するときのみ、かつ、その限度においてのみ、行使されなければならない。

(4) (3)においてニュージーランド政府又は他国の政府が発明を伝達し又は伝達されるというときは、前記政府によりそれに関し授権された者が伝達し若しくは伝達されることを含むものと解釈しなければならない。

第 82 条 第 80 条又は第 81 条の規定に基づく規則

第 80 条又は第 81 条に基づいて制定される規則及び局長が規則に基づいて発する命令、与える指示又は行うその他の処分は、規則又は本法の施行の前後を問わず規則に定める日以後にされる事項又は不履行の事項に関し効力を有するよう制定し、与え又は行うことができる。

特許登録簿等

第 83 条 特許登録簿

(1) 特許庁に特許登録簿を備え、これに現に有効な特許の詳細、特許及び特許に基づくライセンスの譲渡及び移転の詳細、並びに本法により又はそれに基づいて登録簿に記入するよう命じられるすべての事項及び特許の有効性又は特許の所有権に影響を及ぼすその他の事項であって局長が適切と認めるものが記入されるものとする。

(2) 本法に規定及びこれに基づいて制定された規則に従うことを条件として、所定の手数料の納付があれば、特許登録簿は、すべての便宜な時間に公衆の閲覧に供され、かつ、登録簿の記入事項について特許庁の印を押捺した認証謄本は、これを請求する者に交付されるものとする。

(3) 特許登録簿は、本法により又はそれに基づいて記入することが要件とされ又は許可されるすべての事項についての一応の証拠とする。

(4) 信託の届出は、明示的であるか、黙示的であるか又は推定的であるかを問わず、特許登録簿に一切記入されず、また、局長は前記の届出により一切影響を受けることはないものとする。

第 84 条 譲渡等の登録

(1) 何人かが譲渡、移転又は法の適用により特許若しくは特許の持分を取得することとなり又は特許について譲渡抵当権者、実施権者となり若しくはその他の権益を取得することとなるときは、その者は、所有者若しくは共有者としての自己の権原、又は場合に応じて自己の権益について特許登録簿に登録するよう所定の方法により局長に申請しなければならない。

(2) (1)の規定を害することなく、特許若しくは特許の持分を譲渡により取得した者又は譲渡抵当権、ライセンスその他の証書により特許についての他の権益を譲取得した者の権原の登録は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者、又は場合に応じて当該その他の証書の当事者が、所定の方法により申請することができる。

(3) 局長は、本条の規定に基づいて何人かの権原の登録申請があり、かつ、権原の証拠に納得する場合において、

(a) その者が特許又はその持分について権利を有するときは、特許登録簿に特許所有者又は共有者としてその者を登録し、かつ、当該登録簿にその者が権原を取得することとなった証書又は事情の詳細を記入し、又は

(b) その者が特許について何れか他の権益を有するときは、当該登録簿及び局長に提出された特許証にその権益を記入する。

(4) 特許の共有に関する本法の規定に従うことを条件として、かつ、届出が特許登録簿に記入された他人に帰属する権利に従うことも条件として、特許被付与者又は特許所有者として登録されている者は、その特許を譲渡し、それに基づいてライセンスを許諾し、その他その特許を処分する権利を有し、かつ、前記の譲渡、ライセンスその他の処分の対価について有効な受領証を交付する権利を有する。

ただし、特許に関する衡平法は、他の何れかの動産について執行するのと同様に執行することができる。

(5) 本法に基づく規則は、特許庁で保管するために所定の証書、ライセンスその他の書類の

写しを局長に提供すべきことを規定することができる。

第 85 条 出訴期限

(1) 裁判所が別段の許可を(その旨を求める申請に対し)与える場合を除き、何れの事件について何人も自己が特許の所有者、譲渡抵当権者、実施権者その他として有する権益について訴訟(刑事訴訟以外のもの)を提起することができない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) その権益がその訴訟の提起時に本法に基づいて登録されていないものであるが前記のとおり登録することができるものである場合において、

(i) その者が訴訟の提起日の少なくとも 1 月前に予定被告に交付する警告書により、訴訟を提起する旨の自己の意思を通知し、かつ、ニュージーランドにおける送達宛先を指示し、かつ

(ii) 本法に基づいて権益を登録するようその者に求める(2)の規定に基づく催告がその者が(i)の規定による警告をした後 1 月以内にその者に与えられなかったとき、又は

(b) 本法に基づいて登録されている権益の場合において、その権益が次の時に前記のとおり登録されたとき

(i) 訴訟提起の権利が本条の規定に基づいて阻止されたときよりも前で、かつ

(ii) 訴訟の提起日の少なくとも 1 月前、又は

(c) その他の何れかの権益の場合において、その者が訴訟の提起日の少なくとも 1 月前に予定被告に交付する警告書により、訴訟を提起する旨の自己の意思を通知していたとき

(2) 何人かが特許の所有者、譲渡抵当権者、実施権者その他として有する権益であって本法に基づいて登録されていないが前記のとおり登録することができるものについて他人を相手方として主張をし、又は訴訟(刑事訴訟以外のもの)を提起する旨の脅迫をし若しくはその旨の自己の意思を通知するときは、当該他人は、その後 1 月以内にいつでも前記主張者又は訴訟提起の脅迫者若しくは訴訟提起の意図の通知者に対する催告書により、前記の主張若しくは訴訟を提起する旨の脅迫又は訴訟提起する旨の意思の通知が関係する権益を本法に基づいて登録するようその者に求めることができる。また、その者は、本項の規定による催告後 6 月以内に前記の手続をとらないときは、その後、登録を催告した者を相手方とした前記主張又は権益に関する如何なる訴訟も提起することができないものとする。

(3) 本条の如何なる規定も、1950 年出訴期限法(Limitation Act)に基づいて禁止されている訴訟提起を何人かに可能とするものではなく、また、同法第 33 条の如何なる規定も、本条の規定に基づいて訴訟が禁止される何れの事件についても同法の適用を一切排除しないものとする。

第 85A 条 1999 年動産担保法の適用

第 83 条から第 85 条までの如何なる規定も、1999 年動産担保法(Personal Property Securities Act)の運用に一切影響を及ぼさないものとする。

第 86 条 局長は一定の場合に遺言検認書又は遺産管理状の提出を免除することができる

(1) 本条の適用上、文脈上別異に解釈することを必要としない限り、

「死亡した所有者」とは、本法施行の前後を問わず死亡した特許の所有者であって登録され

ている者をいい、本法施行の前後を問わず特許が付与される前に死亡した特許出願人を含み、更に、ある発明の発明者であってその発明について特許を出願せずに本法施行の前後を問わず死亡した者も含む。

「有資格者」とは、死亡した所有者に関連して、次のことについて局長を納得させる者をいう。

(a) 死亡した所有者が死亡したときに住所を有した場所においてその者が死亡した所有者の遺言検認書又は遺産管理状を入手していたか若しくは入手する適格を有すること又はその者が前記の場所における死亡した所有者の人格代表者であること

(b) 死亡した所有者の遺言検認書又は遺産管理状がニュージーランドにおいて交付されておらず若しくは再確認されていなかったこと

(c) 削除

(d) 特許局長が有資格者を特許の所有者として登録する場合に、死亡した所有者の債権者及び死亡した所有者の遺言又は無遺言に基づくすべての受益者の権益が、適切に保全されること

(2) 所定の方法で申請がされ及び所定の手数料が納付されたときは、局長は、その裁量により、かつ、遺言検認書又は遺言管理状の提出を命じなくても、次のことをすることができる。

(a) 特許の登録所有者が本法施行の前後を問わず死亡した場合は、何れかの有資格者をその特許の所有者として登録すること

(b) 特許出願人が(本法施行の前後を問わず)特許が付与される前に死亡した場合は、その出願手続を完了することを何れかの有資格者に許し、かつ、その有資格者をその特許の所有者として登録するか又は第 24 条の適用上その有資格者が死亡した出願人の人格代表者であるものとしてその有資格者の同意を受け入れること

(c) 何れかの有資格者にその者が死亡した発明者の人格代表者であるものとして、第 9 条の規定に基づく出願を許し、かつ、この者に特許を付与すること

(3) 本条の規定に基づく特許の所有者として登録されている各有資格者は、特許に影響を及ぼす現存する一切の権益及び衡平法上の権利に従うことを条件として、特許を保持するものとする。

(4) 1969 年遺産管理法(Administration Act)第 70 条又は第 73 条の如何なる規定も、本条の適用を制限するものとはみなさない。

第 87 条 特許登録簿の裁判所による是正

(1) 被害者から申請があったときは、裁判所は、特許登録簿を、これへ何らかの事項を記入することにより又はこれに記入されていた何らかの事項を変更若しくは削除することにより、是正することを命じることができる。

(2) 本条の規定に基づく訴訟において、裁判所は、登録簿の是正に関連して決定を要する又は便宜とする何れの問題も決定することができる。

(3) 本条の規定に基づく裁判所への申請は、所定の方法により局長に通知するものとし、局長は、当該申請に関して出廷し、聴聞を受けることができ、また、裁判所から指示を受けたときは出廷しなければならない。

(4) 本条の規定に基づく裁判所の命令は、その命令を所定の方法により局長に送達すべきことを指示しなければならない、また、局長は、その通知を受領したときは、それに応じて特許

登録簿を更正しなければならない。

第 88 条 誤記の訂正

(1) 特許登録簿、特許証又はその他の書類において、本法に基づいて発行されるものに特許庁側の錯誤又は怠慢により誤記が存するときは、局長は、本条の規定に従ってその誤記を訂正し、また、その目的のため特許証その他の書類の提出を命じることができる。

(2) 局長は、前記のとおり訂正案件があるときは、利害関係人と認められる者にその案件があることを通知し、その訂正をする前にこれらの者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(3) 特許登録簿、特許証、又は特許出願若しくは特許出願手続において提出され若しくは特許に関連する手続中に提出された書類において、特許権者、特許出願人又はその他の関係人の側の錯誤又は怠慢により誤記が存在するときは、利害関係人から書面による請求がされ、かつ、所定の手数料が納付されたときは、本条の規定に従って訂正をすることができる。訂正がその請求に係る書類の意味又は範囲を実質的に変更することになる筈であり、これにより影響を受ける虞のある者に通知することなしにはその訂正をするべきでないとして局長が認めるときは、局長は、訂正案件の性質について所定の方法で公告するよう命じなければならない。

(4) 前記の公告があった後所定の期間内に、利害関係人は局長に請求に対する異議を申し立てることができる。局長は、前記の異議申立があるときは、請求人にこれを通知し、事案を決定する前に請求人及び異議申立人に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 本条の規定に基づく局長の決定に対しては、裁判所に上訴することができる。

第 89 条 記載事項、書類等の証拠

(1) 特許庁の印を捺印された証明書であって、本法により又はそれに基づいて局長が記入する権限を有する何らかの事項を記入し若しくは記入しなかったこと、又は前記のとおり局長が権限を有するその他の事項をし若しくはしなかったことを証明して局長の署名が付された証明書は、前記のとおり証明された内容の一応の証拠となるものとする。

(2) 何れかの登録簿の記入事項の写し、特許庁に保管されている何れかの書類の写し若しくは特許証の写し又は前記登録簿若しくは書類の抄録であって、特許庁の印を捺印され、かつ、局長が証明したとされるものは、これ以外の証拠及び原本の提出を必要としないで証拠として受容されるものとする。

(3) 本法又はその他法令により、局長は、何らかの行為、権限、機能若しくは義務を果たし、行使し又は遂行すべきことを指示、許可又は授權されるときは、前記行為、権限、機能又は義務を果たし、行使し又は遂行した旨の公報による告示は、それが適法に果たされ、行使され又は遂行されたことの一応の証拠となるものとする。

第 90 条 特許又は特許出願に関する情報請求

所定の方法により何人かから請求がされ、所定の手数料が納付されたときは、局長は、その請求人に対し、特許又は特許出願に関し前記請求中に特定される情報であって所定の事項に関するものを提供しなければならない。

第 91 条 明細書等の公表に対する制限

(1) 特許願書及びこれの手続において提出される明細書は、出願人が同意する場合を除き、第 20 条(2)の規定に従って公報に公告される日より前の如何なるときも局長は公表してはならず、また、公衆の閲覧に供してはならない。

ただし、本項の如何なる規定も、当該出願の出願日及び番号並びに願書に記載されるよう命じられている出願及び発明の細目を公表することを局長に一切禁じないものとする。

(2) 局長は、本法に基づいて作成される審査官の報告書を、公衆の閲覧に供してはならず、また、公表してはならない。また、前記の報告書は、何れの訴訟においても提出してはならず又は閲覧に供してはならない。ただし、提出又は閲覧が司直のため望ましくこれが許されるべきことを証拠の開示を手續上命じる権限を有する裁判所又は官吏が証明する場合は、この限りでない。

ただし、完全明細書が公告された特許願書については、何人かから所定の方法により申請がされたときは、第 13 条若しくは第 14 条の規定に基づく調査の結果を、又は、特許出願に関する第 15 条(1)(b)(i)の規定に基づいて提出された情報を局長は、開示することができる。

第 92 条 特許証の紛失又は毀損

局長は、特許証が紛失若しくは毀損したこと又は提出されることができないことを納得する場合に、自己に所定の方法により申請され、かつ、所定の手数料が納付されたときは、いつでも新しい特許証に捺印させることができる。

第 93 条 局長は期間の延長を許すことができる

(1) 本法によりある事項が所定の期間内にされることが必要であり、かつ、その事項が特許庁側の遅滞によりされないときは、局長は、その事項をするための期間を延長することができる。

(2) 局長は、第 12 条から第 16 条までの規定に基づいて又はこれらの条項に基づく規則の規定に基づいて定められた手続及びそれら規定に基づいて必要とされる情報に照らし、当該事情が第 19 条(1)において定められた期間の 1 回又は数回の延長を正当化することを納得するときは、本法により又はそれに基づいて出願人が課された要件を満たすために当該項にいう所定の期間を延長することができる。また、その場合は、当該項の規定にいう 15 月の期間は、前記のとおり延長された期間として読み替えるものとする。

(3) 局長は、(2)の規定に基づいて既に期間の延長を許可していたときは、前記のとおり許可した延長期間を、出願人による局長宛での通知に指定された期間であって 3 月を超えないものまで再度延長する。ただし、前記のとおり指定された再延長期間が満了する前に前記の通知がされ、かつ、所定の手数料が納付されることを条件とする。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて許される期間延長に関しては、手数料は納付することを必要としない。

(5) 本条の規定により局長に与えられる権限は、期間が満了する如何なる場合であっても、行使することができる。

第 93A 条 期間の延長に関する追則

(1) 局長は、次の期間については、当該事情がその延長を正当化することに納得するときは、

(もしあれば)自己が適切と認める条件を付して、これを延長することができる。

(a) 条約出願をするための第7条(2)に定める期間、又は

(b) 完全明細書を提出するための第9条(2)に定める期間

(2) 本法により所定の期間内にある事項をすることを必要とする場合に、郵便職員又は郵便集配人が郵便物を配達せず若しくは遅配させたことによりその期間内に当該事項がされないときは、局長は、当該事項をするための期間を(もしあれば)自己が適切と認める条件を付して、延長することができる。

(3) (1)又は(2)の規定に拘らず、局長は、次の見解を有するときは、同項の規定に基づく期間延長許可を拒絶しなければならない。

(a) 申請人若しくはその代理人が期間の延長申請に係る事項に関する書類を郵便その他によって特許庁へ配達するための日取りに合理的な余裕を持たせなかったか、又は

(b) 申請人若しくはその代理人が前記の事項に関し前記以外の方法により当然の努力及び注意をもって行動しなかったか、又は

(c) 期間の延長申請をし若しくはこの申請を手續するのに不当な遅滞があったとき

(4) 本条の規定に基づいて許される各期間延長は、所定の方法により公報に公告されるものとする。

(5) 申請人の代理で代理人が本条の規定に基づく期間の延長を申請するときは、局長は、申請を認容する条件として、当該申請をすることを許可した旨の確認書を申請人が署名又は作成し、かつ、局長の指定する期間内に局長に提出すべきことを命じることができる。

(6) 本条の規定に基づいて局長の許す期間の延長、及び本条の規定に基づいて局長の命じる要件その他局長の取る処置は、本条の規定に基づく期間の延長申請が関係する特許出願の完全明細書を受理する前に当該申請がされている限り、本条の規定の施行前の履行事項又は不履行事項について効力を有するよう局長が許し、命じ又はとることができる。

(7) 総督は、次の目的のすべて又はその何れかのために、枢密院令により規則を随時制定することができる。

(a) 本条の規定に基づく延長申請が関係する事項の対象である発明の利用を善意でいつでも開始した者を保護すること

(b) 本条の規定に基づく延長申請を支持するために局長の受理することができる証拠を定めること

(c) 本条の規定に基づいて許される期間の延長を公報に公告する方法を定めること

(d) 本条の規定に基づく申請に対する異議申立の理由を定めること

(e) 本条の規定に基づく申請及びこの申請に対する異議申立について従うべき手続を規制すること

(f) 本条の規定に基づく申請について納付すべき手数料を定めること

局長への手続

第 94 条 局長による裁量権の行使

本法の規定に基づく手続の何れの当事者も聴聞するよう又は当該当事者に聴聞を受ける機会を与えるよう局長に請求する本法の規定を害することなく、局長は、本法により又はそれに基づいて局長に委任された裁量権を特許出願人又は明細書の補正申請人に対し不利に行使する前に、前記の者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 95 条 費用及び費用の担保

(1) 局長は、本法に基づいて自己に係属する手続において、命令により自己が適切と認める費用を何れかの当事者に裁定し、その費用を何れの当事者が如何なる方法により支払うべきかを指示することができ、また、前記の命令は、裁判所の判決として記録され、裁判所の許可を得て、それに応じて執行することができる。

(2) 本法に基づいて異議を申し立てる者、特許の取消若しくは特許に基づくライセンスの許諾若しくは第 65 条の規定に基づく発明についての紛争の裁決を局長に申請する者、又は本法に基づいて局長の決定に対し上訴する者がニュージーランドにおいて住所も営業所も有さないときは、局長又は上訴の場合に裁判所は、当該手続又は上訴の費用の担保を提供するようその者に命じることができ、また、前記担保の提供がないときは、その異議申立、申請又は上訴を放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 96 条 局長への証拠

(1) 本法に基づいて制定される規則に従うことを条件として、本法に基づいて局長に係属する手続において提出される証拠は、宣誓供述書又は司法手続外誓約書により提出することができる。ただし、局長は、特定の事案について適切と認めるときは、前記の証拠に代え又はこれに加えて口頭証拠を採録することができ、また、証人がその宣誓供述書又は司法手続外誓約書につき反対尋問を受けることを認めることができる。前記の司法手続外誓約書は、本法に基づく上訴の場合は、裁判所に対して宣誓供述書による証拠に代えて使用することができ、そのように使用するときは、宣誓供述書による証拠の一切の付随事項及び結果を伴うものとする。

(2) 本法に基づいて局長に係属する手続において、局長は証人に宣誓をさせることができ、また、所定の方法により証人の出廷並びに書類の開示及び提出を命じることができる。

(3) 局長の面前で宣誓した上で提出された証拠は、1961 年刑法第 108 条及び第 109 条の適用上、司法手続において提出されたものとみなす。

(4) 1961 年刑法第 111 条の規定は、本法の適用上作成された各宣誓供述書又は司法手続外誓約書に適用されるものとする。

(5) 総督は、随時枢密院令により、次の規則を制定することができる。

(a) 本法の定めるところによる手続について司法手続外誓約書を作成、かつ、署名する方法を定める。

(b) 局長への手続において証人を出頭させ、かつ、証言することを命じる方法を定める。

(c) 証人の負担額を弁償する規定を制定する。

(d) 出頭又は証言をしない又は拒絶した何人に対しても 40 ドル以下の罰金を科する。

上訴

第 97 条 高等裁判所への上訴

- (1) 局長の決定に対する本法に基づく各上訴は、高等裁判所に対してしなければならない。
- (2) 前記各上訴の申立は、上訴の対象である決定があった日から 28 日以内に裁判所に提出しなければならない。
- (3) 前記の上訴において、裁判所は、局長に与えられるのと同じの裁量権を有するものとし、かつ、これを行使することができる。
- (4) 第 98 条の規定に従うことを条件として、裁判所の判決は、次の事項に係る事件については最終的なものとする。
 - (a) 局長の決定に対する上訴
 - (b) 第 31 条又は第 32 条の規定に基づく申請

第 98 条 控訴裁判所への上訴

次の判決に対しては、控訴裁判所に更に上訴することができる。

- (a) 第 42 条又は第 50 条の規定に基づく上訴に対する裁判所の判決であって、その判決の効果が特許の取消であるもの
- (b) 第 64 条の規定に基づく裁判所の判決
- (c) 高等裁判所又は控訴裁判所の許可を得て、局長の決定に対する上訴に関し又は第 31 条若しくは第 32 条の規定に基づく申請に関する高等裁判所の判決

第 99 条 裁判所に係属する訴訟において局長の負担する費用

本法に基づいて裁判所に係属する一切の訴訟において、局長の負担する費用は、裁判所がその裁量によって定める。

特許弁護士

第 100 条 特許弁護士の登録

- (1) 特許庁に特許弁護士登録簿を備える。
- (2) 局長は、次の者を特許弁護士として登録することができる。
 - (a) 英国臣民又はアイルランド共和国の市民であり、かつ
 - (b) 21 才以上であり、かつ
 - (c) 所定の試験の全科目に合格し、かつ
 - (d) 本法に基づいて制定された規則により要件とされるときは、規則において定める方法により規則において定める期間雇用されており、かつ
 - (e) その他所定の資格を有する者
- (3) 本法に基づいて制定された規則は、(2)にいう試験を運営する者の任命について規定を設けることができる。
- (4) 本法施行の直前に 1921-22 年特許・意匠・商標法に基づいて特許代理業者として登録されていた者は何れも、本法に基づいて特許弁護士として登録されたものとみなす。

第 101 条 特許弁護士の権限

- (1) 特許弁護士は、
 - (a) 本法の適用上の一切の書面を作成し、一切の業務を処理し、かつ、一切の手続をとる資格を有し、かつ
 - (b) その他所定の権利及び特権を有する。
- (2) 本条の如何なる規定も、裁判所において業務を処理し及び訴訟手続を遂行する権限を特許弁護士に対し一切授権するものではない。
- (3) 100 条に基づいて特許弁護士として登録される者は、本条により特許弁護士に付与される権限の何れかを行使することの理由のみによっては、2006 年弁護士及び不動産譲渡取扱人法第 32 条、第 33 条又は第 35 条に対する犯則で有罪とはならない。

第 102 条 特許弁護士の登録取消

- (1) 裁判所は、局長からの申請又は法務長官から書面による許可を得たニュージーランド特許弁護士協会からの申請により、次の何れかの特許弁護士の名称の特許弁護士登録簿からの抹消又は何れかの特許弁護士の特許庁に対する実務遂行の停止を命じることができる。
 - (a) 1961 年刑法第 2 条の意味における不誠実を含む罪で有罪の判決を受ける者、又は
 - (b) 自己の職業上の資格で不正行為を犯し、その理由により特許弁護士として実務に従事するのに不適格な者、又は
 - (c) その他、重大な不行跡又は不名誉な行動を犯し、この理由により特許弁護士として実務に従事するのに不適格な者
- (2) 局長及びニュージーランド特許弁護士協会は、前記の申請事件につき出廷し、聴聞を受ける権利を有する。
- (3) 本条の規定に基づいて特許弁護士登録簿からその名称を抹消された者は、裁判所の指示がある場合を除き、これに再び登録されることはないものとする。

第 103 条 特許弁護士としての業務遂行に対する制限

(1) 何人も、自己が特許弁護士として登録されていない限り、又は場合に応じて自己及び自己の他のすべてのパートナーが前記のとおり登録されていない限り、単独で又はパートナーシップで特許弁護士又は特許代理人として、業務に従事し、実務を遂行し、行動し、自己を記述し若しくは自己を紹介すること又は自己をそのように記述させ若しくは紹介させることは、許されないものとする。

(2) 如何なる会社も特許弁護士又は特許代理人として業務に従事し、実務を遂行し、行動し、自社を記述し若しくは自社を紹介すること又は自社をそのように記述させ若しくは紹介させることは、一切できないものとする。

ただし、本項の規定は、会社の管理職又は取締役が特許弁護士として登録されている期間中に、本法施行の直前に特許弁護士として業務に従事していた何れの会社の場合にも、適用されないものとする。

(3) 本条の適用上、ニュージーランドにおいて業として、次のことを引き受ける者又は会社は、特許弁護士として業務に従事するものとみなす。

(a) ニュージーランドその他で特許を出願し若しくは特許を取得すること、又は

(b) 本法の適用上若しくは何れかの国の法令の適用上の明細書その他の書類を作成すること、又は

(c) 特許の有効性若しくはその侵害につき学術的若しくは専門的な助言以外の助言を与えること

(4) 本条の規定を遵守しないか若しくは違反して行動する者又は会社は、犯則者とし略式手続により 200 ドル以下の罰金に処する。

(5) 本条の如何なる規定も、ニュージーランド高等裁判所の法廷弁護士又は事務弁護士が専門家として助言を与えること又は自己の従来実行していたとおりに本法に基づく手続に関与することを禁じるものとは一切解釈しないものとする。

(6) 本条の如何なる規定も、死亡した特許弁護士的人格代表者が当該弁護士の死亡した日から 3 年以下の期間又は(もしあれば)裁判所の許すこれに附加される延長期間内に当該弁護士の業務若しくは実務に従事することを一切妨げないものとする。ただし、その人格代表者自身が特許弁護士として登録されているか又は当該業務若しくは実務に従事させるため特許弁護士として登録されている者を雇用することを条件とする。

第 104 条 特許弁護士の支出した料金の回収

(1) 特許弁護士は、自己(又はパートナーシップの場合は、そのパートナーシップの名義によりパートナーの何れか)が署名した手数料、料金及び支出金の請求書又は当該請求書を引用して前記と同様に署名された書簡に同封され若しくはこの書簡を添付した前記請求書が被請求人である当事者に引き渡されてから 7 日が経過するまで、特許弁護士として行った業務のため自己が支払い、若しくは負担した手数料、料金又は支出金を回収するための行為を開始し又は維持することができない。

(2) 前記の引渡しは、被請求人である当事者へ手交するか、当事者宛ての請求書若しくは書簡をその営業所、住所若しくは最後の住所として知られた場所へ差し置くか又は当事者宛てにそれを書留で郵送することによって、することができる。前記のとおり郵送するときは、それは、通常の郵送期間で配達される筈の時に引き渡されたものとみなす。

罰則

第 105 条 登録簿等の虚偽記載

本法に基づいて備えられる登録簿に故意に虚偽の記録をし若しくはこれをさせ、又は前記登録簿の記載事項の写しであると虚偽に称する書類を作成し若しくはこれを作成させ、又は前記書類を証拠として作成し若しくは提出し又はこれを作成させ若しくは提出させる者は何れも、当該記録又は書類が虚偽であることを知っていた場合は、犯則者とし、公訴に基づく有罪の判決により 2 年以下の拘禁に処する。

第 106 条 特許権の不当表示

(1) 自己若しくは他人がある発明の特許権者である旨又は自己若しくは他人がある発明の特許を出願した旨を虚偽に表示する者は何れも、犯則者とし、略式手続に基づく有罪の判決により 200 ドル以下の罰金に処する。

(2) 自己の販売する物品がニュージーランドにおいて特許されている旨又はニュージーランドにおける特許出願の対象である旨を虚偽に表示する者は何れも、犯則者とし略式手続に基づく有罪の判決により 100 ドル以下の罰金に処する。

(3) 本条の規定の適用上、

(a) ある物品に「PATENT」、 「PATENTED」若しくは「PROVISIONAL PATENT」の語又は他の何らかの語によりニュージーランドにおいてその物品を対象に特許が取得された旨を明示的に若しくは黙示的に表すものが押印、刻印、銘記その他の方法により使用されているときは、その物品がニュージーランドにおいて特許されている旨が表示されたものとみなされる。また、

(b) ある物品に「PATENT APPLIED FOR」若しくは「PATENT PENDING」の語又は他の何らかの語によりその物品のためにニュージーランドにおいて特許が出願された旨を黙示的に表すものが押印、刻印、銘記その他の方法により使用されているときは、特許がニュージーランドにおいてその物品を対象に出願されている旨が表示されたものとみなされる。

ただし、前記の語が当該物品に押印、刻印、銘記その他の方法により使用された時及び国において当該物品が事実特許されたこと又は特許出願の対象であったことを明らかにすることは、本条の規定による公訴に対し十分な抗弁となるものとする。

(4) 自己の営業所、自己の交付する書類その他に「PATENT OFFICE」の語又は自己の営業所が特許庁そのものであり若しくは特許庁と公式の関係の有する旨を示唆する語を使用する者は何れも、犯則者として、略式手続に基づく有罪の判決により 100 ドル以下の罰金に処する。

第 107 条 王室紋章等の保護

本法に基づく特許付与はそれ自体で、特許権者に対し、1981 年旗章、紋章及び名称の保護に関する法律第 12 条から第 15 条までに規定する表示をその特許物品に使用し若しくはこれに付着させることを許可するものではない。

第 108 条 会社による犯罪

第 25 条、第 26 条、第 103 条又は第 105 条の規定に違反する罪が法人により犯されるときは、その犯行の当時その法人の取締役、総括管理者、秘書役その他類似の役職に在る者又は前記

の資格において行動するとされる者は何れも、当該違反で有罪であるものとみなす。ただし、当該犯罪がその者の同意若しくは黙認を得て犯されたものでないこと及び前記資格でのその者の職務の性質その他一切の事情に照らしその者が自己の行使すべき一切の注意をもって当該犯行の防止に努めたことをその者が証明した場合は、この限りでない。

第 109 条 削除

雑則

第 110 条 通知等の郵便による送達

- (1) 本法により又はそれに基づいて発することを命じられ又は許される通知及び作成し若しくは提出することを命じられ又は許される出願その他の書類は、関係人に対しその通常の又は最後に知られた宛先に宛てて書簡とし、郵送により発し、作成し又は提出することができる。
- (2) 局長が何人かに前記のとおり郵便により通知を発するときは、その通知は、これを収容した書簡が平常の郵送経路により配達される筈の時に、発せられたものとみなす。

第 111 条 無能力者による宣言

- (1) 未成年であり能力を欠くために何人かが本法により又はそれに基づいて命じられ若しくは許される宣言をし又は何らかの事項をすることができないときは、その無能力者の後見人、補佐人若しくは(もしあれば)法定の管理人、又は(前記の者がいない場合は)その財産につき管轄権を有する裁判所が任命した者が、その無能力者の名義で、その無能力者の代理として前記の宣言若しくは事情の許す限りこれに近似する宣言をし、かつ、前記の事項をすることができる。
- (2) 裁判所は、無能力者の代理として行動する者又は前記の宣言をし若しくは前記の事項をすることに利害関係を有するその他の者からの申請を受けて、本条の適用上、前記の任命をすることができる。

第 112 条 公報、索引等

- (1) 局長は、「PATENT OFFICE JOURNAL」と称する公報を定期的に発行し、第 91 条(1)の規定に従うことを条件として、本法に基づいて制定の規則で定める一切の細目であって(本法施行の前後を問わず出願される)特許出願に係るもの及び本法その他の法律によりこれに公告すべきものと指示される一切の事項並びにその他の事項及び情報であってニュージーランドに登録され又は現存する特許の所有者に有益又は重要であると自己の認めるものを公報により公告しなければならない。
- (2) 局長は、自己が便宜であると認める様式で索引、明細書、明細書の抄録、目録その他自己が適切と認める印刷物であって発明及び特許に関するものを作成し、発行することができる。
- (3) 局長は、ニュージーランドにおいて提出され、公衆の閲覧に供された明細書の主題別分類及びニュージーランドにおいて公開された特許に関する印刷刊行物であって特許出願に係る発明の新規性を正確かつ容易に判断するのに必要又は有益であるものの主題別分類を備え、かつ、随時これを改訂することができる。

第 113 条 裁判所規則

- (1) 本法に基づく訴訟手続における裁判所の実務及び手続を規制する規則は、1930 年裁判所改正法第 3 条の規定に従って制定することができる。この規則に従うことを条件として、前記の訴訟は、類似の事件に関する裁判所の実務及び手続に従って提起しなければならない。
- (2) 前記の規則は、特許の侵害訴訟及び本法に基づく訴訟手続において裁判所を補佐するた

めの学識経験者 (scientific advisers) の任命並びに前記助言者の職務及び報酬に関する規定を設けることができる。

(3) 特許の侵害訴訟は、裁判所が別段の指示をしないう限り、陪審を用いないで審理するものとする。

第 114 条 規則

(1) 本法の規定に従うことを条件として、総督は、本法の規定を実施し、かつ、これを適正に施行するのに必要又は便宜であると自己の認める一切の規則を枢密院令により、随時制定することができる。

(2) (1) の規定により付与される一般的権限を制限することなく、前記の規則は、本条の規定に基づいて、次の目的のすべて又は何れかについて制定することができることを本法により宣言する。

(a) 特許に関する特許庁の業務について規制すること

(b) 本法により局長の指揮又は監督の下におかれる一切の事項について規制すること

(c) 特許庁に提出される特許出願、明細書、図面その他の書類の様式及び作成の方法を定め、及び前記書類の写しの提出を命じること

(d) 局長に対する申請若しくは請求に関連し又は局長に係属する手続に関連して従うべき手続について規制し及び手続の不備の是正を許すこと

(e) 特許弁護士登録簿の保管について規制すること

(f) 特許弁護士の登録について規制すること及びその登録の条件を定めること

(g) 特許弁護士登録簿から特許弁護士の名称を抹消し及び特許弁護士の特許庁に対する職務の執行を停止する手続について規制すること

(h) 局長が本法に基づく手続につき代理人として承認することを拒絶することができる者の部類を定めること

(i) 特許庁における明細書、図面その他の書類の写し並びにこれらの書類の索引及び抄録の写しの作成、出版、販売及び交換を許すこと

(j) 本法により公告することを命じられる事項の公告の方法を定めること

(k) 本法により規則で定めることを許され又は命じられる事項を定めること

(1) 特許協力条約に基づくニュージーランドの義務を履行し又は効力を与えること

(3) 削除

第 115 条 手数料

(1) 本法の規定に従うことを条件として、特許の付与及び特許出願並びに本法に基づいて生じるその他の事項であって特許に関するものにつき、本法に基づいて制定される規則により随時定める手数料が納付されなければならない。前記の手数は、すべて政府機関銀行勘定 (Departmental Bank Account) に納付されなければならない。

(2) 過誤により局長に納付された金額又は本法に基づいて制定される規則により命じられない納付の金額は、局長が還付することができる。また、前記のとおり還付する金額は、本法で定める以上の支出はせず、すべて国庫金から支出しなければならない。

(3) 国際出願に関する手数料は、特許協力条約に基づくニュージーランドの義務に従って、局長が、次のものの代理で徴収することができる。

- (a) 国際事務局，又は
- (b) 本項の適用上，前記手数料を局長がその代理で徴収するのが適当な機関であると大臣が認めた国際調査機関

第 116 条 局長の年次報告

- (1) 局長は，毎年 7 月中に直前の 6 月 30 日に終了した年度における本法の運用状況に関する報告を大臣に提出しなければならない。
- (2) 前記の報告は，前記年度中に本法に基づいて受領し，支出した手数料，俸給，手当その他の金銭の勘定を含まなければならない。
- (3) 大臣は，前記報告が大臣に提出された日から 28 会期日以内に，その写しを衆議院に提出しなければならない。

第 117 条 国王大権等の例外

- (1) 本法の如何なる規定も，特許証の交付又はその保留に関する国王大権を除去若しくは縮小せず，又はこれに有害な影響を一切及ぼさないものとする。
- (2) 本法の如何なる規定も，国の権利又は国から直接若しくは間接に権原を与えられた者の権利であって関税又は国内消費税に関する法令に基づいて没収された物品を売却又は使用するものに影響を一切及ぼさないものとする。

第 118 条 トケラウ諸島への法律の適用

本法はトケラウ諸島において効力を有する。

第 119 条 廃止及び除外

- (1) 本法の第 1 附則に掲げる法律は，本条により廃止する。
- (2) 第 2 附則に掲げる規則は，本条により取り消す。
- (3) 1924 年法律解釈法の規定を制限することなく，次のことを本条により宣言する。
 - (a) 本法による何らかの規定の廃止又は取消は，前記のとおり廃止若しくは取り消された規定に基づいて又は何れかの対応する旧規定に基づいて作成し書面若しくは行った事項に影響を及ぼすことがなく，また，前記の各書面又は事項は，前記の廃止又は取消の当時存続し若しくは有効であり，かつ，本法に基づいて作成し又は行うことができた筈のものである限り，本法の対応する規定に基づいて作成し若しくは行ったものとして，また，前記書面又は事項を作成し又は行った当時に当該対応する規定が効力を有していたものとして，引き続き効力を有する。
 - (b) 本法の第 3 附則に掲げる経過規定は，本法の施行前に効力を有する法律から本法の規定への移行する目的のために適用されるものとする。

附則

第1附則 廃止法令

第119条(1)

1908年 No. 140--1908年特許・意匠・商標法：第2条中「真実かつ最先の発明者」の定義

1921-22年 No. 18--1921-22年特許・意匠・商標法：第1部及び特許への適用に関する第4部
(1931年重版第VI巻P. 656)

1924年 No. 40--1924年特許・意匠・商標改正法(1931年重版第VI巻P. 736)

1929年 No. 14--1929年特許・意匠・商標改正法(1931年重版第VI巻P. 738)

1939年 No. 26--1939年特許・意匠・商標改正法：特許への適用に関する第53条，第54条，
第55条及び第71条；並びに第56条から第68条まで，第72条及び第73条

1943年 No. 6--1943年特許・意匠・商標改正法：特許への適用に関する第5条及び第7条；
並びに第2条から第4条まで

1946年 No. 32--1946年特許・意匠・商標改正法：特許への適用に関する第3条，第4条，第
6条及び第7条；並びに第2条及び第5条

1947年 No. 37--1947年特許・意匠・商標改正法：特許への適用に関する第5条；並びに第3
条，第4条及び第6条

1947年 No. 66--1947年緊急規則継続法：第2附則中 1940年特許・意匠・商標・著作権緊急
規則及び同改正規則 No. 1に係る部分

1953年 No. 54--1953年印紙税改正法：附則中 1921-22年特許・意匠・商標法に係る部分

第2附則 取消規則

第119条(2)

名称	連続番号
1940年特許・意匠・商標・著作権緊急規則	1940/60
改正規則 No. 1	1943/91
改正規則 No. 2	1947/198
改正規則 No. 3	1948/43
改正規則 No. 4	1948/118

第3附則 経過規定

第119条(3)(b)

第1条

本附則の規定に従うことを条件として、すべての枢密院令、規則、命令、要件、証明書、通知、決定、指示、許可、同意、出願、請求又は事項であつて本法により廃止された法律に基づいて制定し、発し、与え又は行ったものは、本法の施行時に効力を有し、かつ、本法に基づいて制定し、発し、与え又は行うことができた筈である限り、本法の対応する規定に基づいて制定し、発し、与え又は行ったものとして、引き続き効力を有する。

第2条

本法第11条の規定は、本法の施行後に提出される完全明細書に適用されるのと同様に本法の施行前に提出された完全明細書にも適用されるものとする。

ただし、前記第11条の適用上、仮明細書の後に提出される前記完全明細書のクレームは、仮明細書中に包含される発明を拡張した発明又は前者の発明とは異なる発明を対象としたものでない限り、仮明細書において開示された事項を正確に基礎としたものとみなす。

第3条

本法第9条(2)の規定に拘らず、1921-22年特許・意匠・商標法第7条の規定により本法の施行前の何れかの時に放棄されたものとみなされた出願手続において、完全明細書は提出することができないものとする。

第4条

完全明細書が本法の施行前に提出されたが受理されなかったときは、本法の規定は、その完全明細書の受理又はその受理の拒絶の前に生じた事項には適用されない。ただし、1921-22年特許・意匠・商標法の規定は、その廃止に拘らず、引き続きこれに適用されるものとする。

第5条

特許異議申立の理由又は局長による特許取消の理由に関する第21条及び第42条の規定は、本法の施行前に完全明細書が受理された何れの場合についても適用されない。ただし、前記の事項に関する1921-22年特許・意匠・商標法の規定はその廃止に拘らず、引き続き前記の場合に適用されるものとする。

第6条

完全明細書が自己の納得するように補正されない限りは特許付与を拒絶する第22条の規定に基づく局長の権限は、本法の施行前に受理された何れの完全明細書に対しても行使することができないものとする。

第7条

第62条の規定は、本法の施行後に出願される特許出願に適用されるのと同様に本法の施行前に出願された特許出願にも適用されるものとする。

第8条

何れの発明についても、1921-22年特許・意匠・商標法第50条の規定に基づいて局長に通知をする期間が本法の施行前に満了し、かつ、その通知がその期間内にされなかったときは、第60条(2)及び(4)の規定は、当該発明又は当該発明の特許には適用されないものとする。

第9条

本法の施行前に受理された完全明細書について、本法は、「公告日」という語が何れの箇所で使用されていてもその語の代わりに「受理日」という語が使用されているものとして効力を有する。

第10条

本法の施行前に提出された明細書が公衆の閲覧に供されたときは、第91条の規定に拘らず、引き続き公衆の閲覧に供されなければならない。

第11条

本法の施行前に1921-22年特許・意匠・商標法第144条(3)(a)、1939年特許・意匠・商標改正法第55条(7)ただし書及び1946年特許・意匠・商標改正法第5条の規定に基づいて公衆の閲覧に供された明細書がその受理前に補正されたときは、本法第40条(2)の如何なる規定も、当該明細書の解釈上受理前に存在した明細書を参酌することを許可するものとは一切解釈しないものとする。

第12条

2人以上の者が本法の施行前に付与された特許又は出願された特許について被付与者又は所有者として登録されているときは、当該特許についての自己の権益の全部又は一部を譲渡するその各人の権利は、本法第63条の規定のみを理由として制限されないものとする。

第13条

本法の施行直前に効力を有する契約の条件は、本法第66条の規定のみを理由としては無効とされないものとする。

第14条

1921-22年特許・意匠・商標法第44条の廃止に拘らず、1939年特許・意匠・商標法第67条に掲げる当該条(1A)の規定は、完全明細書が提出されたときが本法の施行前であるすべての場合に引き続き適用されるものとする。

第15条

本法第30条(1)及び(3)の規定は、本法の施行前に付与された特許に適用されないものとする。

第16条

本法第34条(1)の規定は、本法の施行後に出願される出願に適用されるのと同様に本法の施

行前に出願された出願にも適用されるものとする。

第 17 条

本法第 35 条の規定は、本法の施行前に失効した特許に対して、同条において本法第 30 条を言及する代わりに 1921-22 年特許・意匠・商標法第 19 条を言及するものとして効力を有する。

第 18 条

1939 年特許・意匠・商標改正法第 59 条の規定に基づいて特許の捺印のために許される期間が本法の施行前に満了し、かつ、特許がその間に捺印されなかったときは、本法第 36 条の規定は、同条において第 27 条を言及する代わりに 1939 年特許・意匠・商標改正法第 59 条を言及するものとして当該特許出願に対し効力を有する。

第 19 条

1939 年特許・意匠・商標改正法第 72 条の規定に基づいて完全明細書の受理のために許される期間が本法の施行前に満了し、かつ、完全明細書がその間に受理されなかったときは、本法第 37 条の規定は、本法第 19 条又は第 93 条の各々を言及する代わりに 1939 年特許・意匠・商標改正法第 72 条を言及するものとして当該特許出願に対し効力を有する。

第 20 条

本法の施行時に係属中である訴訟手続について、本法第 39 条及び第 71 条の規定は適用されないものとする。ただし、1921-22 年特許・意匠・商標法第 24 条の規定及び 1939 年特許・意匠・商標改正法第 64 条(2)の規定は、それら法令の廃止に拘らず、引き続きこれに適用されるものとする。

第 21 条

本法第 72 条の規定は、本法の施行前に犯された特許侵害については適用されないものとする。

第 22 条

本法の如何なる規定も、本法の施行前に付与された特許の存続期間に一切影響を及ぼさないものとする。

第 23 条

本法により廃止された法令を言及する書類は、本法の対応する法令を言及するものと解釈しなければならない。

第 24 条

本法第 2 附則により取り消された規則の規定に基づく申請若しくは手続が本法の施行前に提出若しくは開始されたとき、又は本法の施行後に(前記の規則が引き続き効力を保持する場合に)申請若しくは手続を提出若しくは開始することができ、かつ、本法の施行前のある日付を与えることが可能であるときは、当該申請又は手続は、前記の規則が引き続き効力を有するものとして提出、開始、継続及び完備することができる。1940 年特許・意匠・商標・著作

権緊急規則第 8 条の規定に基づく期間の延長を本法施行の前後を問わず許された特許は、当該規定が引き続き効力を保持する場合に課される筈の条件に従うものとする。